

---

**開会宣告**

---

**議長(波岡玄智君)** 前日に引き続き、会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第 1 会議録署名議員は、前日同様であります。

---

**日程第 2 議案第 9 号 平成 22 年度浜中町国民健康保険**

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第 2 議案第 9 号を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

**副町長(松本博君)** 議案第 9 号平成 22 年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、平成 22 年度の決算見込みに基づく予算補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,128 万 1,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 12 億 3,495 万 8,000 円にしようとするものです。

補正の主な内容につきましては、歳出 1 款・総務費で 17 万 1,000 円の追加。内訳は、1 項総務管理費で、国民健康保険保険者ネットワーク負担金 60 万 1,000 円の増。2 項徴税費で 21 万 7,000 円の減は、釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金の確定によるもの。3 項運営協議会費では、委員費用弁償の減で 21 万 4,000 円を計上。2 款・保険給付費では、療養給付費等の実績見込みにより 3,081 万 9,000 円の追加で、内訳は 1 項療養諸費で 2,718 万 5,000 円を、2 項高額療養費で 385 万 4,000 円を追加、5 項、葬祭諸費で 22 万円を減額しております。6

款・共同事業拠出金は、高額医療共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金で、国保連合会からの拠出金算定額の変更通知により、628万6,000円を減額。7款・保健事業費で97万4,000円の減は、保険事業にかかる特定健診等委託料が主なものであります。10款・予備費の追加は、歳出総額に対応する歳入財源の超過額2,755万2,000円を追加し、想定外の財政需要に備えることとしております。

一方、歳入においては、1款・国民健康保険税954万6,000円の追加は、医療給付費分現年課税分及び滞納繰越分が主なもので、1月末の調定額に対する予定収納率を原年分は96%、繰越分の徴収率を24.7%と見込み、計上したことによるものです。2款・国庫支出金で821万8,000円の減は、変更申請に基づく増減で、1項国庫負担金では1,085万2,000円を追加する一方、2項、国庫補助金では1,907万円を減額計上。3款、療養給付費等交付金97万6,000円の追加は、社会保険診療報酬支払基金からの交付見込み額を計上。5款・道支出金は、573万8,000円の減で、内訳は1項、道負担金では32万9,000円の減で、高額医療費共同事業負担金39万9,000円の減と特定健康診査等負担金7万円の追加。2項、道補助金は540万9,000円の減で、普通調整交付金516万7,000円とインフルエンザ予防接種に係る特別調整交付金24万2,000円を減額。6款・共同事業交付金で5,394万円の追加は、高額医療共同事業交付金で3,003万6,000円、保険財政共同安定化事業交付金で2,390万4,000円を追加、いずれも国保連合会からの確定通知に基づく計上であります。

8款・繰入金131万8,000円の追加は、その他繰入で、徴収専門員経費と滞納整理機構国保負担分の確定による補助対象外経費を繰入れるもので、既定予算との差額を計上。10款・諸収入では、それぞれ実績見込みから54万3,000円を減額しようとするものであります。今年度の決算見込みは、一般被保険者の3月から12月診療分までの実績で、前年対比で4,365万円、8.7%の増。退職者被保険者分でも、438万1,000円、51.8%の増で推移しております。

保険税の徴収率でございますが、基幹産業であります酪農、漁業ともに経済環境は依然厳しい状況にあるため、収納率にも影響するのではと思っておりましたが、納税意識の高揚による自主納付が見られたことや、気楽に納税相談ができる体制づくりや、個別収納整理票などによる収納率向上対策が、徐々にありますが浸透しております。その成

果として、1月末現年課税分の収納率は87.4%、前年度比で0.3%、滞納繰越分については24.1%で6.1%前年度より上回っており、現年・滞納繰越分の合計では、前年同月より3.0%上回っている状況でございます。このように現状では、収納率は伸びているものの、依然厳しい経済状況がありますので、本年度の予算確保に向け、出納閉鎖期間まで一層の努力をしてまいります。

なお、本、補正予算につきましては、2月21日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長(波岡玄智君)** これから質疑を行います。

歳入、歳出一括して行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めますと。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第3 議案第10号 平成22年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)**

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第3 議案第10号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

**副町長(松本博君)** 議案第10号平成22年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、平成22年度の決算見込みに基づく予算補正で、既定の歳入歳出の総額に377万8,000円追加し、総額を5,887万1,000円にしようとするものであります。

補正の内容につきましては、歳出1款・総務費・2項徴税費、保険料賦課徴収に要する経費で、償還金、利子及び割引料、過誤納還付金で、今後の支出見込みにより10万円を減額。2款・後期高齢者医療広域連合納付金387万8,000円の追加は事務費負担分28万4,000円と保険基盤安定分69万円を実績見込みで減額するほか、保険料負担分についても、実績見込みから485万2,000円を追加しております。

一方、歳入の1款・後期高齢者医療保険料の385万3,000円の追加は、特別徴収保険料で49万8,000円の減と普通徴収保険料の現年度分422万3,000円と、滞納繰越分12万8,000円を追加するものです。2款・繰入金の396万円の減は、保険基盤安定繰入金69万円と事務費繰入金327万円を減額し、収支の均衡を図り、3款・繰越金は、前年度決算剰余金385万2,000円を追加。4款・諸収入は、保険料還付金3万3,000円を追加しようとするものです。これにより、今年度の後期高齢者医療特別会計は、ほぼ予算の範囲内で決算できる見込みでありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**議長(波岡玄智君)** これから、質疑を行います。

歳入、歳出一括して行います。

2番落合議員。

**2番(落合俊雄君)** 1点だけ確認を含めてお答えをいただきたいと思います。歳入であります。一般会計からの繰入金327万円を減額するという措置と、それから3款・繰越金の前年度剰余金385万2,000円ということに関して、一般会計からの繰入金327万円を減額する前年度剰余金をこの3月で補正する。これは、もう少し早くできなかったのかと単純にいいますと。前年度剰余金が発生したのは相当前でありませぬ。

それと一般会計からのこの事務費の繰入ですよね。これ予算がありますよね。それをこの3月まで減額を伸ばした、反対にいうと繰入金の処理を3月まで放置したと。極端に言えば。これはもっと解った時点で出来なかったのかと、発生した時点で処理をすれば3月以前にも可能ではなかったのかというふうに見た目では思うのですが、事務上どうしても、これは出来ないということなのかどうか。その辺についてお答えをいただき

たい。

**議長(波岡玄智君)** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** ただいまの御質問にお答えをして参りたいと思います。事務費繰入金 3 2 7 万円で、それから剰余金 3 8 5 万 2 , 0 0 0 円を追加すると、こういう予算を今回致しましたが、補正の機会は確かに前年度の決算が 5 月 3 1 日で終わりますから、繰越金額の決定は既にしております。

ですが、広域連合からの保険料負担分については、実績見合いで決定されますので、増える可能性も出てくるという事で、納付金がらみでそういう事態が出てきた時に補正をしていくと。そして補正財源として、前年度、決算剰余金を充てるという形で留保して置く必要があるという事で、例年、3 月末までの広域連合からの納付金の決定を待つて、その財源を充てるという事で、当初、一般会計から繰入れしていた部分を、決算剰余金が出た部分で最終補正をして、操作をして一般会計からの繰入れを戻すという措置を 3 月末にさせてもらっているということでございますので、ご理解いただきたい。

なお、怠慢で放置しているということではございませんので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 落合議員。

**2 番(落合俊雄君)** そういう事のご説明ですから、その分はそれで私も理解します。繰越金が発生したのが 5 月末だという決算ですよ。そのあり方が、もう既にその時点で分かっていると。ただ、それがこの予算上どこにも表れないという、それを最終的にどう運用するか処理するかは、3 月補正でも構わないというふうに私も考えます。

ただ、そのありようを置きどころがなくして留保財源という事が、いわゆるこの会計を預かる側としては、やり易いのかもしれないけれども、この会計を外から見る側に見ると見づらいわけです極端に申しますと。確か、これは決算で 3 0 0 いくらの剰余金が出ましたよというのは、決算委員会とか何とかで明らかになっているはずなのであります。問題は、明らかになったその決算剰余金がどこにあるのかと言われた時に、留保財源ですと。留保財源と言われると我々の頭の中から消えてしまうのです。予算書上にその財源が確かに存在するのであれば、これは、いつかどうにかするのだからという事は想像つくのでありますが、説明で決算でこうなりましたと言われただけで、後をどう使うかは全く知らされていない書類上見ようがない。そういうふうにも見れば見れるのです。我々も頭が良いものですから、一旦、言われた事は直ぐに忘れるのです。でも

書類上に残っていれば、いつまでも、それは見ようと思えば見られるんです。聞いた話は右から左ですけれども、出された数字は右から左と簡単には動かないので、確認することは最も簡単であります。こういう処理の場合においては、なかなか出てくるまで分からない。考え方でありませぬけれども、決算剰余金のありようについては、確定後、例えば、予備費にその剰余金を上乗せ計上しておくとか、そういうような考え方もある意味で言うと検討する価値はあるのかなと。

そうすると、その予備費から最終的に不用額として、そのまま決算上残る場合もありませぬし、予備費を充用するという考え方からいうと、不足額に対応するということもできる訳でありませぬ、留保財源という言葉は果たして、見せる会計から言うと極端に言いますと見せていない、そういうことにもなります。見せる会計というのは、既にこの会計がどうなっているかというのを、明らかにしておくというは、ひとつのあるべき姿じゃないかと。私もちょっと考えるものですから、いわゆるこの留保財源という考え方、そして最終処理をすると、最終処理のその間この予算情報は、一切表面上出てこない。最終的にポコッと出てきて、この処理をしますという処理の仕方をする。

これが果たして本当に公明正大な会計なのかどうか。ちょっと疑問に思ったものから御質問をさせていただきました。私の考え方が、ちょっとそれは違うというのであれば、それはそれで単に違うとお答えをいただきたいし、解りませぬなら、それでも結構です。何らかのお答えをいただきたい。

**議長(波岡玄智君)** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** 今回の補正については、こういう予算の計上のあり方で、私は正しいというふうに思っています。はっきり言わせてもらいますが、歳出で総務費の他に一般事務に要する経費とか、それから保険料徴収に要する経費、これらがある訳です。

ですから、不測の事態に備えて当初予算で計上した経費をオーバーした場合に、年度の途中で補正の機会がある訳ですから、その補正の時に繰越金を充てると、もしくは一般会計からの繰入金を減額すると、相互に調整をしなければ予算は成立しないのです。収支の均衡を図る意味では。

予備費に充当する場合については、歳入のどこを削るか、保険料を削る訳にはいきませぬし、一般会計の繰入金を削ればよいというふうに、言われるかも分かりませぬけれども、いずれ1年間を通して特別不測の事態があつて、歳出の需要が増えた場合につい

ては補正をしていきますが、そうでない限りは3月まで待つ、これが常套手段で、常套であると私は思っております。

今後についても、そういう方式で行こうと思っておりますので、方式は変えるつもりはございません。ですから、最終3月補正で当初一般会計から繰り入れを見込んでいたものについて、繰越財源を当てて、その差額分を一般会計に戻す、こういうやり方を今後も続けて参りたいとこのように思っております。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 落合議員。

**2番(落合俊雄君)** どこを削るかどうかという、そういう今お答えの中にもあったのですが、科目設定上3款・繰越金というのがある訳ですよね。相手勘定は繰越金で結構です。

そのもう一方は予備費で、これが即ち5月31日で決算を終えた後に発生した、例えば385万2,000円ですか。6月1日付で385万2,000円が前年度繰越金という科目に入って、それと同額が予備費のところに乗せになれば、会計決算処理上、何の問題もない訳で、それよりも留保資金として半年以上、見えないところに置いておくという、そういう会計の処理の仕方の方が見る側からすると不透明であると。こういうことを私は申し上げているのです。その経理を要するに、最終的にどう調整するのか、そのことは別に私は問題にしている訳ではなくて経理上、外から見て見た時にそういう処理をすれば、それはそれでよろしいじゃないですか。要するに、不測の事態が生じた時に充用するのは、これは予備費の最も本質、不足の実態が生じた時に対応するのが予備費ですから、規定予算の執行状況によって不足が生じる場合、その場合には補正を組むと。補正を組むにしても財源がなければ、予備費があるとすれば、その予備費から充用すればいい訳です。予算を組み替えれば良いだけの話です。その留保財源を用いて予算化をすると。

そして、この会計もそうですが、基本的に予備費というのは計上されています。予備費が計上されているということは、不足の事態が生じた時に対応する予備費が、この予備費の役割を果たしていないということにもなる訳であります。規定予算も満度になってしまうという、それに対応できないから補正を組むという時に、補正を組むための財源を何処に求めるかと言った時に予算があればいいですよ。無ければ予備費を持って充用するという考え方では基本的にはあるはずですが、問題はそれに対応するだけの予備費が予算化されていない。

だから、これまでのこの処理の仕方という留保財源を用いてだとか、そういうようなやり方でやっているのですが、留保財源というのは、どこにあったんですかといったら、5月31日に発生した留保財源なんですよ。この財源は、どこにあるんですかと。その所在はと言ったら、この予算上には無い訳ですよ。要するに私が言いたいのは、経理上は発生主義だと、ところが行政の経理はそうではないという話です。ところが実際には発生しているのです。発生したものを何処に置くかということも、その処理を行政の今までの歳入歳出という考え方からいうと、ここに置いたんです。別なところに置いといて必要な時に応じて、そこから出してくると。

そして、留保財源の残がまだあるからとか、そのうちのいくらを使ってとかという考え方で、これまでやってきているのですが、やっぱりそういう考え方も少し我々の方からすると、いわゆる留保財源がいくらあるかというのは、常に目の前に示されているということが、色んなものを見る上で分かり易いというふうに私は考えている。だからあえて、この質問をさせてもらったということでございます。特にお答えはいいませんので、こういう事だというふうに、私の考え方も含めて述べさせてこれで終わります。

**議長(波岡玄智君)** 答弁はいらないという事ですから申し上げますけども、縷々等、この議場の中で自分の意見を解説して、そして質問は答弁をいらないと言った類の、そういう発言というのは、私は極めて不穏当な発言であるこのように思いますので、以後、十分に気をつけて必ず答弁をいただく、そういう趣旨の中での質問をしていただきたいと思います。

今、答弁をしたいという事ですから、答弁させます。どうぞ。

**町民課長(川村義春君)** 再々質問ですけれども、考え方としては、一般会計も同じ方式です。それで、歳出で財源が足りない場合については、一般会計の留保財源を充当して補正を組んでいるとそういう形が、今までのずっとやってきたルールです。たまたま後期高齢者特別会計については、不足の事態が無くて歳出で追加補正するような機会が無かった。それで3月の決算期を持って、歳出に異動があるものですから、それで、留保財源を全部出して、そして、あの収支の均衡を図って一般会計の繰入をしないで戻すと。一般会計に戻すというような仕組みでやっているという事を、本当に理解していただきたい。

確かに、落合議員の言うとおり6月議会で予備費に充当するという事もあります。そういう考え方もできると思います。ですが予備費ばかり、そんなにドンと大きくあつ

でも、これは何に使うのと逆に変な予算の組み方になってしまうというふうに思いますので、今後もそういう形で処理をさせていただければありがたいと。私どもは事務的には、そういうふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** ほかに、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第11号平成22年度浜中町老人保健特別会計補正予算(第1号)

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第4 議案第11号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

**副町長(松本博君)** 議案第11号平成22年度浜中町老人保健特別会計補正予算第1号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、平成22年度の最終決算見込みに基づく予算補正で、既定の歳入歳出の総額に5万3,000円を追加し、総額を182万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容につきましては、歳出1款・医療諸費で5万3,000円の追加で、1目医療費給付費に、28節、繰出金を科目設定し、歳入の前年度決算剰余金と返納金の合計額から歳出の償還金を差し引いた5万3,000円を一般会計へ繰り出すことでゼロ

決算とし、本会計を閉めるものであります。

一方、歳入では、4款・繰越金で前年度決算剰余金8万8,000円を追加。5款・諸収入、1項雑入の第三者納付金3万5,000円を減額し、収支の均衡を図っております。なお、この補正をもって、老人保健特別会計を閉じることになりますが、医療機関からの返納金に係る国・道への返還金については、平成23年度の一般会計に予算計上して対応することとしております。以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**議長(波岡玄智君)** これから質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第12号平成22年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第2号)

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第5 議案第12号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

**副町長(松本博君)** 議案第12号平成22年度浜中町介護保険特別会計補正予算第2号について提案理由のご説明を申し上げます。

この度の補正につきましては、当初3億5,607万7,000円と見込んでいた標

準給付費が2,984万円減の3億2,623万7,000円と見込まれることへの対応と、現年度財政調整交付金の確定による補正であります。この標準給付費の見込み減に伴う国・道の法定負担金の減及び関連する支払基金交付金などの減であり、これによる歳入不足の対応として介護保険基金費からの繰り入れにより、収支の均衡を図ろうとするものであります。

補正の内容であります。歳出では、1款・総務費で37万円を減額し、2款・保険給付費では、居宅介護サービス機関に対する介護報酬、介護予防サービス機関に対する介護報酬で690万6,000円、居宅介護住宅改修費支給で119万2,000円、居宅介護福祉用具購入費支給、介護予防福祉用具購入費支給で30万6,000円、介護保険施設に対する介護報酬で2,105万1,000円、居宅介護サービス計画作成に対する介護報酬、介護予防サービス計画に対する介護報酬で108万9,000円、審査支払い手数料で4万1,000円、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費で134万5,000円、特定入所者介護サービス機関に対する介護報酬で68万5,000円を減額し、地域密着型介護サービス機関に対する介護報酬で277万5,000円を追加、3款地域支援事業費では、包括的支援事業に要する経費で一般職給料36万7,000円、消耗品、燃料費で3万3,000円を追加し、コピー使用料40万円を減額、4款基金費では1万円を減額、5款諸支出金では国庫負担金補助等返還金4万2,000円を減額。

一方、歳入では、1款介護保険料、第1号被保険者保険料ほかで1,487万5,000円、2款・国庫支出金で介護給付費負担金などで2,305万9,000円を減額し、調整交付金614万6,000円を追加、3款・道支出金では、介護給付費負担金などで174万4,000円、財産収入で、介護保険給付費準備基金利子を1,000円、5款・支払基金交付金では、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金などで1,336万円をそれぞれ減額し、6款・繰入金では事務費繰入金で13万円を追加し、介護給付費繰入金などで375万7,000円を減額、諸収入で23万円を追加し、歳入で不足する額2,005万8,000円を介護保険給付費準備基金より繰入し収支の均衡を図るものであります。その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3,026万2,000円減の3億5,666万6,000円となります。

以上、提案理由についてのご説明を申し上げますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

**議長(波岡玄智君)** これから質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

3番竹内議員。

**3番(竹内健児君)** 111ページの歳出のところですが、保険給付費これが大幅に減っているという背景について説明願いたい。

**議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。

**福祉保健課長(杉澤正喜君)** まず、この介護保険会計の給付費の歳出見込みにつきましても、高齢者人口の増加などを加味しながら介護保険事業計画で、それぞれ上昇するという方向で予算付をさせていただいております。

今年度の介護保険の給付費の最終見込みにつきましても、前年度対比で42万5,000円ほど少なくなるという形になります。居宅介護サービスから施設サービスまで、それぞれの給付費がここでみられているわけですが、訪問介護、それと認知症対応型共同生活介護等で伸びております。それ以外の部分で、サービスを利用する人が居なかったというか、そういう事で前年対比42万5,000円のサービスの最終的な減が見込まれるという事です。計画そのものは、伸びるという計画で組んでおりますので、簡単に言わせていただくと増減はあるけれども、全体的なサービス利用は去年よりも若干少な目になるというふうに理解しております。

**議長(波岡玄智君)** 竹内議員。

**3番(竹内健児君)** 介護認定での例えば要介護、要支援だとかあるのですが、そのサービスが変わったと、介護度によって下げられたというような背景ではないということですか。

**議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。

**福祉保健課長(杉澤正喜君)** そのようなことではなくて、介護度が介護度に影響するものではなくて、サービスそのものの件数、利用そのものが前年よりも前年対比では少なかったと。計画では伸びるという計画がありますので、そのギャップが今回の補正の減額の大きさというか、そういうふうになると思います。介護度が下がったということではないとご理解いただきたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 竹内議員。

**3番(竹内健児君)** 単に介護度が下がった云々ではなくて、サービスの度合いが本人負担部分のサービスが制限されて、本人負担が増えたということにはなっていないの

か。サービスそのもの自体が今までと変わらないんだと、例えば1時間見るとこを30分しかみれないよと。あとは自分のお金で対応しなさいという事には、なっていないかどうかということなのですが、その点はどうですか。

**議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。

**福祉保健課長(杉澤正喜君)** サービスそのものの個人の利用負担については、制度改正なされておられませんので、従来と変わらないままで、自己負担については、前年と比べても変わっておりません。

**議長(波岡玄智君)** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第13号平成22年度浜中診療所特別会計補正予算(第4号)

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第6 議案第13号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

**副町長(松本博君)** 議案第13号平成22年度浜中診療所特別会計補正予算第4号につきまして、提案の理由を御説明いたします。

この度の補正につきましては、平成22年度浜中診療所特別会計の決算見込みに基づく補正予算であります。歳入歳出それぞれ25万3,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を2億3,972万8,000円にしようとするものです。

補正の主な内容であります。歳出では、1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費で給料9万円、職員手当22万6,000円、共済費30万円、賃金15万円、需用費48万7,000円は、いずれも実績見込みにより減額。2款、1項、1目医業費においては、需用費で不足見込みから100万円、委託料で20万円を追加しようとするものです。

一方、歳入では、1款・診療収入、1項・入院収入では社会保険、後期高齢者診療、一部負担金、一部負担金未収繰越分で456万円を追加、国民健康保険介護保険は診療報酬等の減収により440万3,000円を減額、2項・外来収入は社会保険、後期高齢者診療、その他診療で388万4,000円を追加、国民健康保険、一部負担金で153万3,000円を減額、3款使用料及び手数料、1項・使用料では予防接種料、治療用品及び薬剤容器料で102万1,000円を追加、その他の使用料で2万9,000円の減額、2項・1目手数料では文書料7,000円の減額、5款・1項・1目繰越金で前年度剰余金の留保分278万8,000円を追加、6款・諸収入、1項・1目雑入で19万8,000円の追加となります。診療収入、使用料及び手数料など実績見込みにより当初計画より増額となりますので、4款繰入金において一般会計繰入金673万2,000円を減額補正するものであります。

以上、提案の理由についてご説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

**議長(波岡玄智君)** これから質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第14号平成22年度浜中町下水道事業特別会計補正予算  
(第4号)

---

議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第14号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第14号平成22年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第4号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末にあたり事業費の確定などによるもので、歳出では、1款・総務費、1項・総務管理費、2目普及促進費で、公共下水道及び漁業集落排水事業の設備普及促進に要する経費562万5,000円の減額は確定によるもの。2款・1項下水道費、1目下水道事業費で、特定環境保全公共下水道事業に要する経費1,119万1,000円の減額は、確定によるものと執行残。農業及び漁業集落排水事業に要する経費138万8,000円の減額は、不足見込みと確定によるもの。2目・処理場管理費で、霧多布・茶内・散布各クリーンセンター管理運営に要する経費239万6,000円の減額は確定によるもの。3目・管渠管理費で、公共下水道・農業・漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費138万1,000円の減額は不足見込みと確定によるもの。3款1項公債費、2目利子で、地方債償還利子372万3,000円の減額は確定によるものであります。

一方、歳入では、1款分担金及び負担金で、公共下水道事業などの受益者分担金84万円の減額。2款・使用料及び手数料で、公共下水道などの使用料89万9,000円の減額。6款・繰入金、1項・1目一般会計繰入金で、2,644万9,000円の減額は、公共下水道事業分1,926万円の減額、農業集落排水事業分47万5,000円の追加、漁業集落排水事業分766万4,000円の減額。7款・繰越金で前年度剰余金248万4,000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出の予算の総額は、歳入、歳出それぞれ2,570万4,000円を減額し、7億4,143万9,000円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**議長(波岡玄智君)** これから質疑を行います。

歳入、歳出一括して行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第15号平成22年度浜中町水道事業会計補正予算(第3号)

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第8 議案第15号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

**副町長(松本博君)** 議案第15号平成22年度浜中町水道事業会計補正予算第3号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、決算見込みによるものです。予算第3条、収益的収入及び支出では、収入で1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金55万1,000円を減額。支出で1款水道事業費用、1項営業費用1目浄水及び配水費は、旅費2万5,000円、備消耗品10万円、修繕費100万円はいずれも不足見込みからの追加、通信運搬費30万円、動力費150万円はいずれも実績見込みからの減額、2目総係費は、手当10万円、旅費5万2,000円はいずれも不足見込みから追加、法定福利費70万

円、委託料20万円はいずれも実績見込みから減額、3目・減価償却費、有形固定資産減価償却費1万3,000円は不足見込みから追加、4目・資産減耗費はテレメーター整備工事の完了により固定資産除却費195万9,000円を追加、2項・営業外費用、1目・支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息80万円、借入金利息30万円は、いずれも実績見込みから減額しようとするものであります。これにより、補正後の収益的収入及び支出の総額は、それぞれ55万1,000円を減額し、1億7,007万4,000円となります。

次に、予算第4条、資本的収入及び支出では収入で、1款資本的収入、2項補助金、1目他会計補助金178万5,000円を減額。支出で、1款・資本的支出、1項・建設改良費1目メーター費2万円は不足見込みから追加。2目・配水施設費178万5,000円は確定により減額しようとするものであります。

これにより、補正後の資本的収入は1,721万8,000円。資本的支出は、8,249万9,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は6,528万1,000円となりますので、過年度分損益勘定留保資金で補てんする額4,926万1,000円を4,928万1,000円に改めようとするものであります。

また、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費は60万円を減額し4,624万8,000円、予算第7条に定めた他会計からの補助金は6,577万円を6,343万4,000円に、それぞれ改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**議長(波岡玄智君)** これから質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 町政執行方針

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第9 町長職務代理者より平成23年度町政執行方針の表明を受けます。

副町長。

**副町長(松本博君)** 平成23年第1回浜中町議会定例会の開会に当たり、新年度における町政執行の所信と基本的な姿勢について申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をいただきたいと思います。

(町政執行方針説明あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** この際暫時休憩いたします。

(休憩 午後 12時04分)

(再開 午後 12時58分)

**議長(波岡玄智君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第9 教育行政執行方針

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第10 教育長より平成23年度教育行政執行方針の表明を受けます。

教育長。

**教育長(松本賢君)** 平成23年第1回浜中町議会定例会の開会に当たり、新年度における教育委員会が所管する教育行政の主要な方針について申し上げますと共に、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

(教育行政執行方針説明あるも省略)

---

## 日程第 1 1 一般質問

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第 1 1 一般質問を行います。

通告の順番に発言をします。

1 0 番加藤議員。

**1 0 番（加藤弘二君）** 通告に従いまして、質問させていただきます。

榊町小学校、琵琶瀬小学校、姉別小学校、西円朱別小学校の統廃合計画を一時凍結し、地域経済の再生集落の再生を目指すまちづくりを考えてみてはどうでしょうかと、こういう質問をさせていただきます。

まず、2月に発表された2010年10月の国勢調査の浜中町の人口は6,511人と示されました。大正9年に始まった国勢調査によりますと、大正14年の6,536人と86年前の人口を下回ったこととなります。この人口減を浜中町はどのように受け止めておりますか。まず、この点の人口減の結果についてどうみたか、という事でお答えをお願いします。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（瓜田正之君）** まず1点目、この人口減を浜中町はどのように受止めているかというご質問にお答えさせていただきます。御案内のとおり北海道では2月15日に、昨年10月1日基準日として実施されました、国勢調査の人口と世帯数の速報値を発表いたしました。浜中町は人口6,511人、世帯数は2,342世帯となっております。因みに平成17年の国勢調査結果では7,005人、世帯数では2,338世帯でしたので、この5年間に人口は494人減、世帯数は4世帯増となっております。

これは、平成12年から平成17年までの減少率が4.5%でしたので、比較しますと7.0%と前回より2.1%ほど高くなっているという状態であります。あくまでも、速報値ということの人口数、世帯数のみとなっておりますので年齢、構成などについての分析は、今のところ出来ない状態にあります。国や道の大方の推測によりますと、新聞報道でありますけれども、人口減の要因は出生数の減少や、死亡者の増加等の自然増減によるものと、雇用情勢の悪化による若年層の都市部への人口流出により社会的増減が考えられる。地方は今後も更に減少傾向となっていくほか、核家族化が進むと予測さ

れております。これらの事からも、今後の対応として第5期総合計画でもありますけれども、今後の対応としては生産基盤の整備を進めて・・

**議長（波岡玄智君）** 一問一答ですから、質問したことだけに答えるように留意してください。

**まちづくり課長（瓜田正之君）** はい。よって、総合計画に沿って、一次産業の振興を柱にしまして、地域の自然を守りながら進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解願います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 私は、今回の人口の激減に大変大きなショックを受けました。それは、予想を遥かに超えた減り方だったからです。第5期総合計画と比べて、第5期総合計画では2019年には、いくらになるというようなことを出していましたけれども、それと比べてみてどうでしたか。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（瓜田正之君）** 第5期では、住民の大よそとして6,000人という推測をしております。この傾向でいきますと、概ね、このような状況になろうかというふうには推測しておりました。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 6,000人になるのは、2019年ですね。

それで、現在2011年ですから、このスピードでいきますと、2015年～16年には6,000人になるような、そういうことでないのかなと私は、計画よりもずっと早く進んでいるという答えが返ってくるかなと予想しましたが、そういう認識で無かったことが少し残念です。

それで町として、この人口減に歯止めをかける決定的な政策を持っているかどうか。先程、副町長や教育長の執行方針、教育行政執行方針聞きましたけれども、政策はなかなか良いのですけれども、人口に歯止めをかける程の政策は載ってないと。町はこの人口減に対して、私ほどの危機感を持ってないのではないかと、そんなふうに受け止めたんですが、私はそう思うのですが如何でしょう。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（瓜田正之君）** 何度も申し上げますけれども、22年度からスタートした第5期の総合計画で、今後10年後6,000人という事を推測いたしまして、

その中での計画であります。

その中で、第一として一次産業の発展、これが浜中町にとっては最優先の人口減を食い止めるものではないかというふうに考えておりますのでご理解願います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** それと併せて最近、町長から最近でなくても、先ほども言われましたけれども、今年度で2つの学校の閉鎖、それから来年度末で1つの学校の閉鎖が予定されていると。この学校閉鎖は、平成18年に再生プランの中で示されたことですけれども、私はこんなに早く、それぞれの学校が閉鎖になるものだとは思ってなかったのです。この4校が近々閉鎖になるということは、その人口減にますます拍車をかけるものでないかなと思って、今回の質問で学校閉鎖は待ってくれという中身の質問であります。

それで、次に進みますけれども、榊町小学校始め統廃合を予定されている4つの学校の開校年月日と閉校予定月日はいつですか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** 4つの学校の開校年月日と、閉校年月日という事でございますけれども、まず姉別小学校が開校年月日昭和6年5月27日でございます。閉校予定年月日は平成24年3月31日。西円朱別小学校開校年月日が昭和6年3月16日、閉校予定年月日が平成24年3月31日。琵琶瀬小学校開校年月日が大正2年2月5日、閉校はまだ正式決定ではございませんけれども、予定として平成24年3月31日。榊町小学校開校が明治12年10月10日、閉校予定が平成25年3月31日となっております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** これらの今言われました学校、一番古いのは明治12年ですが、それに始まって昭和までということですが、それぞれの集落は、この歴史を振り返ってみますと、学校を中心として、その集落の人方の拠り所にしながら、ずっと生活してきたというのがあるんです。それが無くなるという事が、どうなのかということも考えてみる必要があるのかなと思うのです。

それで4つの学校があるのですが、そのうちの2つだけ取り上げてみたいと思うんです。1つは、榊町小学校です。先程、課長も言いましたように明治12年の開校と浜中町で一番早い学校ですよね。開校が一番早い看板にも書かれてありましたけれども、

22年度で130周年記念という看板があったと思います。鉄道も道路も整備されていない中で人々はどうやって、そこまでやってきたんだろうかというのが想像されるのですが、琵琶瀬や榊町小学校は陸路よりも海の航路を使って、先人達がやってきたように浜中町史等には書かれておりましたし、姉別北、姉別の学校や西円は鉄道が開通になってから、どんどん人が入ってきたという、そういう歴史があったように思います。

それで、その開校当時の榊町小学校の生徒数、戸数、そしてまた主な生活の糧等は、どのようなものだったのでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** 榊町小学校の開校当時の状況でございますけれども、児童数は40人で戸数は、ちょっと明治14年となってしまいますけれども81戸と記憶されております。主な生活の糧ということでございますけれども、昆布漁を初めとして、ニシン漁等の漁業が中心だったようでございます。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 私の調べたのとほぼ同じで、今も同じく昆布漁と。それから、戸数も最初の明治3年頃は29戸で81名と、もっとも少なかったけれども、14年位になるとずっと増えてきたという事もそうですし、それから昆布とニシンという事で、この漁もとっても盛んだったというふうに私も理解しております。

次に、山の方に行きまして西円朱別小学校ですけれども、これは昭和に入ってから昭和6年の開校というふうになっておりますけれども、この6年の開校に漕ぎ着けるまでにどのような過程があったのでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** 昭和に入りましてから入植されて、その当時の生活の状況は、相当厳しい状況にあったというふうに記録されております。

当時の生活の糧としては、夏はえなきび、馬鈴薯を耕作をして、それらを主食にし、冬は炭を焼いて収入源としていたというふうに記録されております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 昭和に入ってから、昭和6年ということですがけれども、これは、根室線本線ですね。国鉄の厚岸、厚床間が大正14年くらいの時に通過して、鉄道がどんどん作られていったと。この過程の中で、どんどん人口が増えていったという事

ですよね。大正14年に6,500人のも人口があったというのは、僕はとても驚きだったのですけれども、北海道開拓使が札幌に出来て以降、石炭を掘るための鉄道が出来てきて、そして奥へ奥へと鉄道が伸びて行ったと。その結果、入植者も西円朱別は昭和2年に6戸、昭和4年に5戸、そして学校の出来る6年には95戸もあったというふうに記されていました。

それまでは、茶内第3小学校に生徒達が通っていたのが、そうなったというような事で、地域の学校というのは先ほども言いましたように、その地域の人たちの拠り所であったというのが想像される訳です。

それで今回、次に移りますけれども統廃合が、それぞれの地域で決められてきた訳ですけれども、統廃合をする理由は4つとも同じような内容で、統廃合の理由は言われていると思います。

また、そういう歴史ある学校を無くすことに対する、集落の人方の思いなども同じようなものが、あるのではないかなと思いますけれども、どのように聞いていますか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** 議員さんおっしゃるとおり、4つの地域で共通して言えることは、それぞれの地域の歴史的な経過から生まれた学校に対する思いや、地域の文化あるいはコミュニティーの中心である、学校を無くしたくないというのが本音だろうと思います。そういう声も聞こえております。

しかしながら、児童数の減少によりまして同級生が居ない、あるいは居ても1人か2人といったような中で勉強するよりも、少しでも人数の多い学校で、同学年での多種多様な考え、友人関係、競い合い等を経験させたいという保護者の願いを組入れ、統合やむなしという結論に至ったものと受け止めております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今、課長が言われたとおりのことが、どの地域でもそういう気持ちだということがありますし、それから若い父母の方がそうですけれども、やっぱり自分たちの代で本音を言えば、この学校は残したくないとそういう声もあったと思うのです。それでそういう声があったのですが、行政の立場としてPTAや地域が統廃合に至ったとしても、行政の立場として、この4つの学校が統廃合を決めたという事を、行政はどのように受け止めたかという点ではいかがでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長(金田哲也君)** 私ども平成17年12月に、町立小中学校の適正配置にかかわる基本方針というものを決定いたしまして、その後、各学校あるいは地域の方々と、お話し合いをさせていただいて、結果的に子供の幸せを願い教育に対する深い理解を示されて、統廃合という結論を出されたと。苦渋の決断だったろうと地域の皆さんの思いを重く受け止めております。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 町行政、教育行政としては、そういう地域の意見を深く受け止めて、行政が持っていたものと一致したという部分もあるので、それで承諾をしたと言う方向だと思います。

でも私は、もう少し違った見地から、そんなに急いで統合しないで、もう少し考えてみないかという事もあっても良かったのかなと思うのです。住民は、目の前に居る自分の子供のことを考えて多少、その親が忙しい思いをしても学校まで送って行く、遠く離れたところに子供たちは通わなければならないが、これはしょうがないという考えの方が多いかと思います。でも、学校を残して有利な道ってあるんだよという、これは父母も気付かないと思うのです。少人数学級になっても、有利な面はあるんじゃないかという、そういうものを示していくということも、あっても良かったのかなと思うのです。

それで、次に今ある校舎の建設費総額及び起債残高、それから償還日はいつになっているかと。この質問はあまり年数の経っていない、借金も返していない、そういう中で、部落の人がそう言ったからといって閉校に合意するという事で良いのかという事です。借金がどうなっているか、無駄がないのかというような事から、今の質問に答えてもらいたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 管理課長。

**管理課長(金田哲也君)** それぞれの学校の建設費等でございますけれども、まず、榊町小学校の建設費は校舎と屋内体育館を合わせて3億3,950万円、起債残高は23年の3月31日現在でございますけれども6,482万1,000円、最終償還日年は平成37年となっております。琵琶瀬小学校の建設費につきましては2億4,300万7,000円、起債残高が9,096万2,000円、最終償還日年は平成40年となっております。ちょっと体育館の建設費につきましては、調べきれませんでしたので申し訳ありません。姉別小学校の建設費でございますけれど、これも体育館の当初の建設費については調べられませんでしたけれども、平成13年度に改修を行った時の費用

と校舎と合わせまして3億47万4,000円、起債残高7,630万4,000円、最終償還日年は平成34年となっております。西円朱別小学校の建設費は3億1,155万5,000円、起債は償還済みでございます。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** ありがとうございました。ほとんど3億円、これは屋体と校舎合わせでの建設費、西円を除く3つの学校は起債がまだ残っているというような状況で、西円朱別小学校はまだ20年ですから、これはまだ十分使えるそういうものになっていると思うんです。それで、耐用年数もまだまだあると思うので早期閉校、学校を閉校にするという見通しの甘さというのはあると思うのです。

例えば、琵琶瀬小学校については、平成14年築ですから、築8年と10年も経っていないのです。先日行ってみましたけれども、とても暖かくて綺麗で管理も良く、未だ新築校舎です。どんなに生徒が少なくても、閉校という話にはならないのが普通ではないかなと思うのです。この議会で建てると決めたのは8年前ですよ。やっと3年後から借金を払い始めたという中で、もう閉校ですから、これはどう考えても一般市民から見たら、納税者の側に立ってみてもおかしいと、認められないということだと思うのですが、この点についてどう考えていますか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** 琵琶瀬小学校につきましては、平成14年度に建設、勿論その当時、それから先の児童数等の推移を見ながら建てたものとも思われます。

また、その当時の学校は老朽化して、相当雨漏り等が酷かったということで、見通し甘さということでございますけれども、当時は、まだ統合ということは考えられないといえますか、琵琶瀬小学校につきましては、建設当時の児童数が28名おりました。その後、推移を見ましても20人前後で来ておりましたけれども、平成23年度以降13人というふうに考えられないスピードで児童は減ってきていると、この推移をみますと、ずっと一桁の児童数になってしまうというような状況で、建設した当時では考えられないような児童数の減という事があって、今回統合に至ったものと思いますので、見通しの甘さということとはなかったと思っております。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今日の教育委員会は、見通しの甘さは無かったというのですが、結果的に見たらやっぱり見通しは甘かったのではないかと思います。

それで、私この4つの学校に一時凍結をしてもらって、10年間学校閉鎖しないと。その間、何とか学校の周りに人口を増やして、そして集落の再生に取り組むといいますか、カンフル剤といいますか、何か1つ目標を持って、それをすることによって、地域の再生ということを考えてはどうかと私は思ったのです。

それで、この4つの学校これから建っていて継続して学校が存続したとして、財政的な損失はあるのかと。財政的に見てどうなのかということで質問します。学校が4校あることによって、地方交付税の算入が1校幾らくらいで、4校であれば何千万円の交付税が支給されているようになっているのかという事と、それと需用費等の学校経費です。1年間4つの学校の経費を計算してみて、その合計オーバーしているのか。余っているのか。その辺の数字もお願いしたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** 4つの学校の交付税でございますけれども、1校当たり、だいたい1,100万円くらい入っております、地方交付税の算定の基準財政需要額で御説明させていただきますけれども、4校合計で約5,414万9,000円となっております。

支出につきましては、たまたまこの4つの学校では無いのですけれども、第三小学校は規模が大体同じですので、その例にとらせていただきますと、年間450万円程の支出でしたので、起債償還分除いて4校で約1,800万円の支出となります。差し引きますと3,614万9,000円となっております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 学校存続という事では、支障を来すどころか、相当厚く支援されているということが言えると思います。

また、そこで働く教職員ですね。その方々の給料、これを町に落とす給料も相当な額に上ると思いますが、それは概数でいいですけれども、年間どのくらい賃金として町に落ちているようですか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** これにつきましては申し上げられませんが、資料として道教委に照会してみたいんですけれども、資料としては教えていただけませんでした。たまたま、霧多布高校がございまして、義務教育と霧多布高校の先生はちょっと違うのですけれども、例えば年齢32歳ぐらいの方で計算させていただきましたけれども、大体1人

当たり500万円を切る490万円前後というような事でございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 500万円というようなことで、大体1校5人にして計算すれば出てくると思うのですが、これは学校を存続していて財政的に、浜中町としては困ることは無いと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** 財政面だけで考えると、そのようになるのかなと思います。が、私どもは、あくまでも子供たちの教育の環境ということを第一に考えて、統廃合させていただいておりますので、ご理解頂きたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** それで、財政面ではなくて少人数学級で続けられないかという事で質問したいなと思います。

先程、課長が親の気持ちについて、子供の人数が足りない、それから大勢のところ競争して、競争力もつけさせたいと大人数の学校で会話も進むだろうし、そういう力もつけさせたいということから、子どもの数の多い所に行かせたいというのですが、私は、違うんです。そういう学校でも、1人学級だからこそ出来る行き届いた教育という事もあると思うのです。その子に合った言葉は、あまり自分としては好きじゃないんですけども英才教育の実現、それから少人数学級の児童生徒、現行でも基礎学力の面で優れているんです。私は地元の中学校で12年間居ましたけれども、霧小から来る子供たちと、琵琶瀬から来る子供たち、それから榊町の小学校から来る子供たちが居るんですけども、どちらかという小規模、少人数学級の子供達はきちんと個人指導ですね。一人学級というのは無かった、みんな5人・6人のクラスだったんですけども、とても目が行き届いた教育がなされてきたなというのがありましたし、それから丁寧に教えられるというのと学習指導要領というのがあるんです。

それぞれの教科で、何処まで進めるかというような事で言えば、学習指導要領に沿った勉強なんていうのは、1人2人の学級では半年で終わっちゃうんですよ。教科書なんかは。ゆっくり進んでも12月いっぱい勉強は終わってしまって、じゃー後1月から3月まで復習しましょう。なんていうそういうことをやれるのです。

ですから、大きな学校でも置いていかれるような子供というのは何人が居るんです。漁場で育ったり農村で育ったりして、ポカーンとしている子供も居るし、ゆっくり育っ

ている子供も居るので、そういう子供たちにとっては、その地域の学校というのは、とても丁寧に教えられて置いていかれるということはないんです。そういう良い点もあるんですね。指導主事も指導室長も見えておられますが、こういう良い点もあるということについていかがでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**指導室長（梅津和広君）** ただいまの御質問にお答えいたします。少人数学級の現状としましては、1学年1人、いわゆる1人学年という事はありますけれども、小学校の場合は、2個学年が1学級という形で複式学級になりますので、1人学級という事はありません。

特別支援学級では、そのような形がありますけれども、必ず2人以上が1つの学級となっている訳です。少人数学級という事で1人1人の児童生徒に対し、教師がきめ細かな関わりが出来るという事は確かであると思います。しかし、小規模校は学力が高いという事は決して言えません。

また、学習指導ですけれども1人の教師が2学年の授業の指導を行うことから、教師は大変苦勞して2学年同時の授業を行っています。早く進むという事はなく、今おっしゃいましたけれども、半年で学習内容が終わるという事は現在決してありません。

また、2学年の指導を1人の教師で行うという事は、片方の学年は自習のような形になったり、そういう繰り返して授業が進む訳ですから現在、基礎教の習得や活用力を身に付けようという、そういう授業で一問一答的な学習ではなく1つ大きな問題に対し、考え方や解き方の見通しを立てて、今まで習った既習事項を活用して、どうやって解決したら良いのか、そして自分の考えをまとめて発表する。友達の考え方を聞いて自分の新しい考え方を発展させる。そういう考える過程を大切に、全ての子供に対し、きめ細かな学習指導を行っているというのが現状で、少人数でも人数が多い学校でも、そのように授業を行っていますので、小規模校、人数の多い学校それぞれの利点がありますが、小規模校だけが授業が早く進むという事はないと思います。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 教育現場からかなり離れたものですから、申し訳ないと思いますが、複式の場合は1年生に教えて、2年生はこっち側にとそんな感じで進める訳ですが、少人数学級で言いますと1つの例として、浜中町には姉別の南中学校というのがありまして、ここの生徒数中学1年生が1人、中学3年生が2人です。今年その

2人が卒業しますと、1人の子が2年生・3年生と全校生徒1人の生活が23年度から24年度と繋ぐんです。この事について姉別南小学校の学校通信を見させてもらったところ、校長がそのことについて触れていまして、来年と再来年は生徒数が1人になると、中学校の先生は3人しか居ません。どうなるものかと頭を悩ませています。という校長の意見がその中に載っていました。

多分、それを見た、この1人の子供の親はやっぱり駄目かとなるのですが、私は小学校の教員もやったことがあるので、小中併置校におりましたから、そのことを思い出して言いますと、姉別の中学校は1人の学校に先生が3人居ります。そして小学校は3つのクラスに先生が多分5人居ると思います。

ですから、小学校3学級と中学校1学級を小学校の先生5人と中学校の先生3人の合計8人で、中学校の先生が小学校に行き、小学校の先生も中学校に行くと渡り歩いて、そして見ていく。これを小学校の先生は、授業が30時間あれば、30時間ずっと生徒から離れないでやります。中学校の先生は32時間あっても3人で分担しますから、1週間10時間です。あとの20時間は教材を揃えるなんて言っても、1時間あれば1週間分の教材が出来るんです。1人学級だから。

だから、そういう点では中学校の先生が小学校に行く、小学校の先生が得意教科で中学校の応援をするという、こういうことも可能ですね。だから、その校長先生は、そういう渡り歩いたりすることも考えられないのかと。私の時代は、やりましたけれども今はそういうことは出来ないのですか。室長。

**議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**指導室長（梅津和広君）** 生徒の人数については、現在、中学校2年生は2人おりますので、新年度の中学校3年生は2人という事になるかと思えますけれども、現在、小学校教諭が中学校で授業を行う為には、その申請を行わなければならない、その教科の免許を持っていないなければならないということで、申請を上げて許可された場合にのみ、止むを得ない理由でということで許可された者のみ、その渡りと言いますか、小学校教諭が、中学校教諭の授業が行うことが出来るというような制度になっております。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** その時もそういう状況がありましたけども、全教職員で話し合って、最良の方法でやろうということで書類は出しながらやりました。今の先生方は

小学校・中学校・高校の免許を持っています。幼児教育・障害児教育も持っていれば、色々な免許を養務学級の教員免許も取らないと出来ないの、小中やれる能力というのはあるんです。

次に進みます。学校統廃合について私は、学校訪問もさせていただきましたが、校長に電話して、統合になる事について、私ちょっと聞きたいのでお伺いしてよろしいでしょうかと言ったら、統合は父母が決めた地域が決めたので、そちらの方に行って聞いてくださいと、会ってもらえませんでした。会ってくれた校長先生は、地域が決めたのでと言うことで、私は賛成です、反対ですということもなかったです。それから推して知るべしで、一般の教員が実際に子供たちの担任をやっている先生方が、学校統廃合に口出しするということは出来ないような状況になっていると私は思いました。

これは、この浜中町の教育にとって学校教員というのは、やはり地域の教員であって自分達の時代は、そういう農村地域に行ったらもう家族同然ですよ。7年も8年もそういう部落にいたら、そういう先生方が実際に子供たちを教えていて、統廃合にやっぱり口を出していくと。この子供はやっぱりこの小さい学校で勉強した方が良いというような事を、親を説得できるくらいの教師であってほしいなと私は思うのですが、今はそういう学校の先生方が統廃合について、コメントを出すというのは遠慮しなければならない、そういう状況にあるのでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** この学校の状況につきましては、承知しておりませんが、私どもの方からは、なるべく口を出すなとかそういうような事を言った事はございません。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 地域の先生が、こういう問題に子供の教育にかかわる問題、これは、ただ勉強を教えるだけではなくて、子供たちの学習環境がどうなるかということ、やはりきちんと地域の父母に話して、そういう力というのも大事だと思うのです。

ただ、先生たちがこんな小さい学校にいるよりも、大きい学校に行った方がいいでしょうなんていう話になると、これはまた話にはならないかなと思うのですが。私は子どもに焦点を当てて考えるならば、そうでないかなと思います。

次に移りますけれども、学校を残したはいいけれども、次に、どうするんだということ、やはり子供を増やさなければならないので花嫁対策ということですね。こうい

う限界集落といわれている地域を再生させるのには、全国的にいろんな取り組みがなされていますよね。テレビを見ても新聞を見ても。子ども連れの若い夫婦を地域に呼び寄せる、小学校・中学校・高校生の山村留学、企業誘致、移住斡旋、都会から農漁村の生活へ集落ごとに移転を呼びかける等々、色々あるのですけれども、まず手っ取り早いところ、このうち1点だけ花嫁対策というのがありますね。過去にも7・8年前まで浜中町でも花嫁対策というのはあったと思います。この花嫁対策ですが、今浜中町ではこういう取り組みがなされておりますでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 副町長。

**副町長（松本博君）** 久しぶりに聞いた言葉でありますけれども、花嫁対策は以前ありました。農業の段階で花嫁対策という事で、それは今の後継者対策協議会の全身の組織名でありました。その当時、花嫁という事で中心に名簿ですとか、後継者対策の一環の運動としてやられましたけれども、その後、花嫁だけではなくと花婿も当然、該当しますよということで花嫁花婿を併せて、今度は後継者対策という名称に変わり考え方が繋がって、今、現在に至っているところでございます。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 名前が花嫁対策でなくとも、私はやっぱり何もアクションを起こさないよりも、こういうアクションを行ったらどうかと思うのです。今、子供たちを小学校にあげている地域の父母は、嫁さん何とかしてくれれば、あそこにも、ここにも居るんだよなど。そういう結婚したいということをも自分から言いたせない男性も居れば、女性も居ると。

それと、俺1人の稼ぎじゃ家族養えない、私しっかりしたお金のある人でないと結婚生活しても上手くやっていけないなんていう、そういう古い考えを持っている人がおりまして、こういう事では中々結婚出来ませんよ。みんな半人前、半人前の給料、収入しかないのですが、結婚することによって、何とか一人前の収入も得る事が出来るし、そういう点ではもっと積極的に働きかける。そうしないと逃げてばかり居るといって若者が年をとれば取るほど離れていってしまうので、私はやっぱりこういう組織で色々とお世話する人は、結婚したばかりの人、結婚して幸せだって思っている人、そういう人方は自分達が幸せだから、みんなも幸せになった方が良く、既婚者も独身者も一緒になったそういう集まりで、それを進めていくとか、そういう事が我が町にとって大事なのかなと私は思います。

その他、先ほど言いましたように地域に若い夫婦を呼び寄せるといふ、そういう取り組みも色々あるので、これも若い人が中心になってやっていけたらなというふうに思います。

次に、小規模校に居たら集団での会話力やあるいは野球、サッカーが出来ないという不満があつて、野球をやらせたい、サッカーやらせたいという親も居るんですね。これは中々、今閉校するという学校においては、これは無理ですよ。諦めなくちゃならないと思います。しかし、現在もやっていると思うのですが、集合学習、交流学習を通じて、その大規模の学校に行つて、チームプレーをやるとか、そういう場合は学校配分のお金も先ほど交付税で支払われているお金が沢山あつて、需用費があるのですが残りがいっぱいあつると。そういう場合は、やっぱり先生方の車や親の車ではなくて、大型タクシーでもいいから、タクシーを使って輸送して放課後野球をやるんだというようなことも手伝つてやれたらいいかなと思うし、また小学校の時に出来なくても中学校、高校に進んでから十分その花開く子供たちも居るし、高校に行つてから花開いたり、あるいは大学行つてから、ちょっと名前聞いたことあるなというような事で山登りやったり、そういう人もちょっと出てくる訳ですよ。

だから、小学校でひとりぼっちだったけれど、上に行つたらどんどん伸びていく子というのはあるので、基礎体力は小学校時代に養いながら、集団スポーツはそんな形で将来に託して楽しんでもらつたらどうかと、そんなふうに思いますし、集団競技が出来ないということでの不満も先程、課長からありましたけども、その点については、こう思うのですがいかがでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** 確かに小さな学校では、それなりに色々工夫しまして、集合学習だとかで、普段出来ないような事を補うような活動をしていると思いますけれども、それには限界というものがありますので、私としましては、出来るだけ小学校の頃に色々なスポーツなり何なり、色々な体験をしていただいて、その中から自分に合ったものを選んで行くと、そういうような形が理想ではないかなと思つております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 次に、学校の存在ですね。今までも、地域の文化の支柱であつて地域の未来の象徴でもあると思うのです。そういう点では、学校に集落の人達が集

まって楽しく、その子供たちの言うことを語らったり、自分たちも一緒に遊んだり、それからお祭りなんかも今までどおり続けることができたり、その拠り所として、まだ継続してやれると、大事な文化の場所だという事で私は、残ればそれに越したことはないと思うのですが、これは何か意見があれば答弁お願いします。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** 確かに、学校というのは歴史的にみましても、文化あるいは地域のコミュニケーションの活動の中心となっているのは事実でございます。

しかしながら各地区には、自治会というものがございますので、これらを中心に今後、その文化活動やら、コミュニケーション活動をやって行けないことはないと思っております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 最後の質問ですけれど、日本の経済の動向を見極めてやはり今の国が進めている政策であれば、漁業や農業はこれからも今まで以上にやっぱり苦労するのでないかなと思うのです。どういう事かということ、余りいい言葉ではないのですけれど、日本のその政治は長いことですね、食料の輸入に道を開いて来て、日本には農漁業はいらないんだと、食糧が安い外国からの輸入食品を食べればいいんだと。凄く安い物をどんどん輸入して、その事によって農家が酷い目に遭ってきたと減反をしながら、その分輸入量をお米の減反をしながら、輸入をどんどん増やしてくるとか、それから、サーモンとかそういうものだって北海道で獲れているのは避けといて、そして外国のものを食べるというそういう形になっていると思うのですが、そういう点では、副町長の行政報告にもありましたけれども、特に私は浜に住んでいるので、一番分かるのは水産の対策がよく分かると思います。

それで、とっても良い政策で進めてやっていると思うんですね。こういう漁業を進めれば、何とか漁業者にも明るい光が見えてくる、そういう方向なのかなと思うのです。色々たくさんの政策がありました。最近、この付加価値を付けるという事では産直ですね。今まで、昆布なんかでも20キロを一段として梱包して、どんどん乾燥昆布で送ってやるという、そういうのがあるのですけれども、天然昆布生産日本一の食べる釧路昆布、この食べる昆布釧路から浜中までのその昆布の売り出し、これは出汁よりもずっと消費量が多いと思います。中国からもどんどん調製品等も入ってきて、合計1万トンくらいが入ってきているんじゃないかと言われてる程ですけれども、対抗できるのが、こ

この海で取れた天然昆布です。これを漁組でもいいし、生産者は個々でもいいのですが、ブランド品を作って乾燥昆布で売って収入を上げてきた他に、そういうものを作って産地直送加工して売ると、そういう道を大いに開いていく。

あるいは酪農でもチーズ等、色んなチーズこの辺の人方も作っていて、それをブランド化していくというそういうものもあるのですが、そういう事に力を入れて、もう産直で個々の農家や漁家に年間100万円から120万円程の収入がやれるような、そういうことも考えて行く、それが地域の活性化に繋がるような方向に行くとするならば、良いのではないかなと思います、いかがでしょう。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** ただいまご質問にありました、漁業振興にかかわる産直事業等の推進でございますけれども、現在、両漁業協同組合では水産加工施設等を活用して、付加価値を高める為の、1.5次サンマの加工やあるいは刻み昆布の製品化、更には昆布につきましては、釧路管内の昆布普及推進協議会これは漁業協同組合、5単協が組織しております。その中にも、各5単協の行政機関として、町としても入っておりますけれども、昆布につきましては過去には、台湾方面には3,000トン近くの輸出もありましたけれども、現在、中国からの輸入ということで北海道の昆布は、本当に数100トン程度ということで推移しておりますけれども、こういう組織等とも連携を図りながら、昆布の消費普及活動に支援して参りたいというふうに考えております。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**農林課長（箱石憲博君）** いわゆる産直で所得アップをというご質問でございますけれども、ただ今、水産課長の方から漁業関係の方についてはお答えがございましたが、本町の酪農における産直とした場合に御案内のとおり、生乳の販売に関しては、色々な制約がございます。

その中で現に、浜中町でチーズを作られている農家が2戸ありまして、一生懸命努力され、この方々のチーズについては全国的に高い評価をいただいているところであります。御質問のように、そういった意味では付加価値を高めている事に繋がるかというふうに思っております。

しかし、実際に浜中の約190戸の酪農家の方々が、それでは全員がそういう形での産直事業を出来るかという、なかなか許可の関係やら設備投資の関係やら、あるいは

労働力の関係から、かなり難しいものがあるのかなというふうに判断を致しております。本町の酪農の中では、やはりそういった努力をされる方、これは当然、結構なことでございますから、何がしの支援が出来るものがあれば、そういう形で支援して参りたいと思いますけれども、やはり生乳がいかに生産費に見合う価格で取引されて、本来の生乳生産で安定した酪農経営が出来るかが最大の課題であり、問題だというふうに理解をしておりますので、農林課と致しましては、今後そういうようなところに支援をして参りたいと、そのように考えているところであります。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今、水産課長、農林課長言われた通りです。是非、そういう事で成功させてもらいたいなと思います。

それから、町長の執行方針の中で、私がとても気に入った言葉は、魚食の推進だと思っております。2回も言葉になって出てきてやる気だなんて思いましたが、やはり日本の国は海で囲まれたところなので、自分の所の浜で取れた魚を自分でさばいて、そして食べていけるようなそういう国を復活させるという事が大事だと思うし、本当に時間最後になりましたけれども、私は言葉足らずで、十分自分の気持ちを表現するという事は出来なかった様に思うのですけれども、総合的に学校問題、学校教育問題というのは、まちづくりの総合的な問題だというふうに思うのです。

私は、出来れば一時凍結10年くらい凍結して、そしてみんなで役場の人や議員だけでなく、本当にここに住んでいる人方が心を1つにして、町の再生をやってみようじゃないかという方向で進めないものかなと思うのです。一旦、学校を閉校してしまったら起き上がってこれない、私は閉校した学校で、また再校したというのを聞いたことがないので。休校というのはありました。隣の町の糸魚沢の高台に糸魚沢小学校があって休校になったのですがずっと休校です。今も休校になっております。休校したら、もう立ち上がれないというのが見たら分かるのです。そういう点では、一旦無くしてしまったら、また起こすというのは本当に大変だと思います。そういう点では、まだ23年度は始まっていませんから、是非みんなで考えてもらいたいなと。結論はどうなるか分かりませんが。

それで、最後に教育長に質問したいのですが、そういう一時凍結して、町の再生とセットで存続という方向には行かないだろうか。もしも4校のうち1校でもそうやってみようかなという地域があれば、それに対してどう対応されるか。その辺の答弁を

お願いします。

**議長（波岡玄智君）** 教育長。

**教育長（松本賢君）** 今まで色々議論を交わされまして、最後に学校統廃合計画を一時凍結してということで、町の再生にチャレンジする考えはないかとの御質問であります。色々統合には問題がありまして賛否両論あります。メリットもデメリットもあると思います。

文化の拠点であることにも変わりはないですし、どこの住民とて学校が無くなるという事は寂しさを覚えるものだと思っておりますが、いずれの地区においても、今回の質問を受けましたので、改めて一度処理等を交わして色々お話、事情を聞いたのですが更にまた、今回の議員さんの質問に際して、再度PTA会長さんですとか、自治会長さんとお話をしました。いずれの地区におきましても、児童生徒の保護者の皆さん、あるいは地域の方々は何回も集まって協議検討をされまして、最後に出された結論でありますし、地域は地域として学校が無くなるという事は十分に解っていると思いますけれども、地域とてその学校が無くなることによって、地域の再生の道がないと自分達の将来が無いというふうには思っていないと思います。自分達の将来は、各地区の皆さんが浜中町ひとつになって、これからのまちづくりをやっていくと思います。

その為に、行政もそして議員さん皆さんも、将来の浜中町の為に皆さんで力を合わせるという事だと思っておりますので、判断をされた地域の皆さんにとって、それが地域の衰退を招くということになれば、非常に問題ある訳ですが、この辺のジレンマの中で最終的な、色んな思いの中で決断をしましたので、この決断につきましては尊重したいと思っておりますし、今後、情報提供をしながら強行的に統合を進めるような、17年に色々住民説明会やっておりますが、それから数年、各事の情報交換をしましたけれども、特にこっちから積極的に出て行けという、過去の一般質問の議論がありましたが、うちの方としては、情報提供するという視点で色々やり取りしていましたが、ここ近年になり正式に3校と1校は非公式ですけれども申出がありました。

そんなことで、それぞれの地域住民の思いがありますけれども、結論は全く同じで子供の為を、今、目の前に居る子供の事を最優先に考えて子供の将来を考え、この統合の止むなくに至ったという事ではありますが、特に資料も色々ありますが姉別地区ですとか琵琶瀬地区ですとか、色々地域における議論の経過がありますが、お時間が無いので、結果としては重い結論に至ったということでもありますので、今後もこの統合問題に

つきましては、一程度4校が一気に来ましたので、一旦落ち着くとは思いますが、この関係につきましては、学級編成を初めとします教育制度を踏まえながら、必要な情報を提供して地域住民の皆さんの考えを尊重することを基本に、必要に応じて継続的に対応して参りたいと思います。

まちづくりに関しましては、我々教育の目的は将来の浜中町を担う子供たちを、自立して物事を考える、先ほども執行方針で申し述べましたが、そんな逞しい子どもを育てるということで、我々教育を進めていきたいと思っておりますし、今ある統合校舎について財政的な面で考えますと、非常にマイナスだということについて、過去の議論の中でこれは、はっきりとしておりますが一部保護者あるいは財政再建プランのおりにも、マイナス面があるけれども財政的な視点ではなくて、目の前の子供、将来を思いまして、この事を考えていくということで過去の回答もしておりますので、今後とも、地域住民の皆さんの考えを最大限尊重しながら、将来のあるべき姿を求めまして、それで統合された学校につきましては、極力その体制を整えて色んな所から来て、みんな知らない同士が集まって色々懸念される面もありますけれども、その辺は教員研修をしながら、万全な指導体制を確立するために努力して参りたいと思っております。まちづくりの関係につきましては、教育はそれまでの域だと思っておりますので、それ以外のものについては、私の方から答弁する立場にありませんので、統合につきましては従来どおり地域とやり取りしながら、今後も進めて参りたいと思っております。以上です。

**議長（波岡玄智君）** この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時59分）

（再開 午後 3時28分）

**議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次の通告者。

3番竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 先ず、町長の全快を1日でも早い事を願って質問に立ちたいというふうに思います。

私の質問は、管内トップ道内上位8位の高い国保税の引き下げについて御質問いたします。被保険者1人当たりの平均年間保険税が10万円以上を課す道内自治体が、平成21年度では157中65市町村に達したとの報道がされました。浜中町の21年度1人当たりの平均国保税は12万263円で管内トップ、道内8位にランクされておしま

す。道内10位以上にランクされている自治体の殆どが、法定外繰入をしていない自治体であります。

私は、平成19年3月と22年12月の定例議会で高い国保税の引き下げを求めました。町長は、管内で一番高い事は認めましたが、96%を超える収納率を収納者の理解が得られている証しとして、今後も法定外繰り入れはせず、独立採算制を堅持すると表明されました。医療は、日進月歩進んだ医療を国民に公平に提供する責任は国にあるはずであります。

しかし、保健福祉と連携しながら住民の健康を守っているのは、最も身近にいる保険者である自治体であります。浜中町の1世帯当たりの平均国保税は、平均所得の13%を超える時代になっております。引き下げは喫緊の課題であります。

以下、質問をいたします。先ず保険税と保険料というのがございますけれども、これはどういうことで違うのか。分かればご説明願いたいと思います。浜中の場合は税となっておりますけれども、税の方が多いのか保険料と言われているのが多いのか。分かたら教えてください。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 保険料と保険税の違いですけども、これについては市町村が主に保険税という形を取っております。大規模町村市とか、そういう大きな町村については保険料という形で定めているところが多いようです。

ですが、中身的には求めるものについては同じ方法で求めていますから、呼び方が違うというだけだというふうに理解しています。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** そうしますと、浜中の場合は税となっておりますが、私はこの前の質問の中で、町長が答弁された内容は、この国保税というのは国保法から言えば社会保障制度であるということは間違いないと、しかし、負担の側面から言えば助け合い制度だというふうに答弁されましたけれども、これはどういうふうに理解したらいいのですか。国民健康保険上は社会保障という事に、保障制度だというふうになっております。だけど、負担の原則からというのは、これは国保上の問題ではないのでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 国民健康保険法そのものは、国が定めた法律ですから当然

の如く、これは社会保障制度です。

ただ、その運用といいますか国保については、国保に加入している人方が相互に助け合うという精神ですから、助け合って医療に掛かれると、そういう制度ですから、だから税についても、保険料であっても保険税であっても、その保険給付費に不足する部分、保険給付費に対して国からの補助金等を除いたものを税に求めるとというのが、保険税であっても保険料にあっても同じですし、そういうことで運営していく訳です。

だから、そういった意味で社会保障制度ですけれども、助け合いの制度でもあるよということでイコールなんです。そういう事で理解して下さい。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 町長の町政執行方針の19ページでありますけども、国民健康保険制度は、町が保険者として運営しており、病気や怪我に備えて加入者が保険税を納め合って医療費の補助などに充てる助け合いの制度と。保険税は、その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金を差し引いた額を保険税として、各世代に負担を求めるものでありますというふうに言われているんですね。

これは、とどのつまり憲法25条では、国民の文化と健康これは国が責任を持ってやるのだということが言われている訳です。したがって、国保の国の負担というのは、あるということだと思のです。そうしますと、等しくその国民皆保険の立場からすれば国民が本当に差別なく健康を守っていく、そして医療に掛かれると。そして新しい技術もどんどん受入られるような、そういう制度であるべきだということから来ていると思うのです。そういうことからすれば、国が財政的な責任を一方では持ちながら、同時に被保険者である住民が一定の負担をするという制度だと思のです。

だから、基本的には助け合いの制度よりは、社会保障制度であるということが主眼なんです。このところは、私は非常に肝心なことだと思のですよ。後で私、広域化の問題にも触れますけれども、結局その地元の自治体が身近にあって、住民の健康をしっかりと守っていくという事から始まっているのではないかというふうに思のです。これは戦後の時から、この問題というのが出てきたのだというふうに思のです。その反省から国民皆保険というのが制度としてでて、全ての国民が何らかの保険に加入すると。そして文化的で健康な生活を送れるように、国がしっかりと保障しようじゃないかという制度だと思のですが、これが今、だんだんおかしくなっているというふうに私は思のです。

特に、健康保険の国保の関係の負担金というのは、相当やっぱり高いんじゃないかと。お手元に、今私が作った資料を出しているのですが、資料1を見ていただきますと、平成21年度の釧路管内の1世帯当たりの国保税の比較が出ております。これは医療分の部分と、それから支援金そして介護分、この3つが合算してこれが総額の国保税ですね。浜中の場合は、21年度では29万6,923円くらいになるという事で、管内で一番高くなると。これは他の所を見ても医療分も高いし、それから支援分も高い。それから介護分は標茶の方がちょっと高いのですけれども、こういう状況になっているんですね。

これは、この間の新聞に報道された21年度の国保税が、全体では非常に高くなってきているんだという数字が出ているのですが、これらは、どういうふうに見ておられますか。感想を聞きたいのですが。この新聞を道新ですけれども見られましたでしょうか。ちょっとその感想を聞かせてください。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 前段、議員の方から言われました国保自体は、社会保障制度でありますよという事は議員がおっしゃるとおりです。基本的に差別なく医療も受けられるようにする。それから、国が財政的措置を勿論するというのもそのとおりです。

ただ、この表それから道新が一覧表で出した表もみさせてもらいました。道内157自治体全道で8番目に高いということも承知しています。何故そうなのかという事にまず、高いだけに視点を置くのではなく、私たちが言いたいのは、独立採算制で国保を健全運営していますよということを強調したいのです。

それで高いのが12月定例議会でも町長が認めています。ですが、独立採算制でやっていて法定外の繰入を出来るだけしない、基本的にはしていかないこういう姿勢に立っているからなんです。簡単に説明しますけれども、一応、新聞を見ての感想は承知の通り議員が思っている通りです。私も同じのように考えています。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** それで、この前の町側が答弁された対応をみますと、繰入金の問題で私が質問した時に、国保の支出金が多かった場合に返還しなくてはいけない、その返還分を引いた残りが、減税の財源になるんだというふうに説明された訳ですが、この事がひとつ返還金というのは、どういう形で出てきているのか。それから、その返還金は年度毎にどういう推移をしているのか。お答え願いたいと思うのですが。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** 議長にお許しを得て返還金の推移については、時間が掛かりますので、年度毎にお話をしますので時間をいただきたいと思います。それではお答え致します。

国保会計の繰越金については、国の返還金を差引いた額の一部を減税財源に充てるということです。それで、前年度において交付された国の療養給付費交付金とかがあります。それは歳出の保険給付費、これに対して43%国から交付される。それが当初見込んでいたよりも多く入ってくる場合があります。その場合、翌年度で精算還付をするという事態が発生します。

ですから、殆どの当該年度に返還する場合は、前年度に入ってきたものを返還する。ですから、繰越財源から返還金を除いた分が減税財源になるということですので、これは、12月議会のおりにお話したとおりです。それで12年から21年度まで返還金と減税財源の内訳をお話したいと思います。ゆっくり申し上げますので、メモを取られる人は、メモを取っていただきたい。12年度、前年度剰余金は5,587万5,000円、返還金が1,058万2,000円、差し引きまして減税財源が4,529万3,000円となります。13年度、剰余金が1,461万7,000円、返還金が227万9,000円、減税財源が1,233万8,000円。14年度、剰余金が619万4,000円、返還金が829万9,000円、この年は減税財源がありませんでした。15年度、剰余金1,495万5,000円、返還金が561万8,000円、減税財源が933万7,000円。16年度、1,904万円、返還金が469万2,000円、減税財源が1,434万8,000円。17年度、剰余金794万8,000円、返還金がありませんでしたので、減税財源はそのままの金額であります。18年度も同じく剰余金が2,922万6,000円で返還金はありません。ですから、減税財源そのままに使える。19年は剰余金5,603万4,000円、返還金が406万3,000円、減税財源が5,224万1,000円。20年度、剰余金が6,210万9,000円、返還金が859万4,000円、減税財源が5,351万5,000円。21年度、剰余金が1億4,025万1,000円、返還金が6,500万円、減税財源が7,525万1,000円となっております。

平成21年度の減税財源は7,225万1,000円でしたがけれども、予備費から839万9,000円を加えて8,365万円を減額しております。この額を、一世帯あたり1,361世帯で割り返すと6万1,462円、1人あたり3,570人で割り返

しますと、2万3,405円の減額とこのようになっております。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** そうしますと、剰余金から返す返還金を差し引いたのが減税財源になるということですか。この町長の答弁では、実際に、私ずっと計算してみたのですが、医療分については年々確かに5年間通せば5万円くらい減っていると。

ところが、国保税で計算すると一世帯当たり、これは逆に20年・21年は大幅に増えているという現象が出てきているのです。確かに、医療部分は若干減ってきているけれども、これは他の町村でもそういう動きになっているんですね。他の管内の状況でも、年々医療分については下がっていると。

だけど、国保全体で見れば、介護保険だとか支援金を入れると増えているという現象は、どういうふうになっているのでしょうか。説明願いたいのですが。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 12月定例議会でも町長お話していますように、国保税の減額について、まず確認して理解しておいて欲しいのは、後期分と介護分については、それぞれ支払金の方から示された額を持って調停するというものですから、それについては、手を付けられないのです。手をつけられるというのが医療費分だけ手をつけられる。だから、医療費分をいかに減額していくかと、そこにお金を入れていくかという事なんです。

ですから、過去5年間で5万円減額していますよと、町長が言っているのは医療費分なんです。ですから、単純に比較するのは全体で比較するんじゃなくて、医療費分で比較してくださいと、町長何回も言っていたはずですよ。ですから、私どもが考えているのは、医療費分で調整する以外に無いんです。

例えば、減税をする場合に、法定外繰入をどうしても減税すると、法定外繰入を入れるとなれば、その医療費分に対して入れていくと。そうしないと落ちて行かないのです。そういうことですので御理解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** この全道の十傑の中にある殆どが、繰入はされていないそういう自治体ですね。これは繰入をしないとこの前の答弁みたいに余分に見なきゃならないと。5乃至ぐらい余分に多く見なきゃならないという答弁をされたと思うのです。

そうしますと、今この説明のあった返還分を差引いた原資になる部分から計算すると、

7,525万円も残っていれば、これは一世帯当たり相当な金額が減税になるでしょう。今言われたように、1人当たり2万なんぼだと。1世帯当たりにしたら6万なんぼだということになるんです。

ところが、その前は5,351万5,000円ですから、その2つを足せば、もっと下がるという話になっちゃうのですけれども、そうではなさそうなのですが、この辺りの説明を願いたい。私が作った資料2の医療分については、一世帯あたり平成12年度では21万3,000円。14年では25万5,000円になっている。これは決算カードから見た数字ですけども一番高かったのが、平成17年の26万4,000円だと。平成21年では21万3,000円に下がってきていると。

これは町長が言われたように、5年間で大体でいくので5万円ぐらい低くなっているという数字はその通りですが、今、出された減税の財源に充てる金額というのは1年を見ても、相当な金額が下げられるというふうに思うのですが、その辺りはどういうふうに解釈したらよろしいですか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 私は、後段申し上げました21年度の減税財源については、7,525万1,000円でしたと。それに予備費がありますから、予備費を加えて8,365万円が減税財源になったという事です。

それを1,361世帯で割り返しますと、1世帯当たり6万1,462円減税しましたよということの話です。だから、それだけ落としましたよと、これは医療費分で落としているという事ですから、介護保険とか介護支援金とかは関係ないですと、そういうことであります。

そして平成17年、確かに26万4,224円という事で、1世帯当たりの平均は高くなっていると。これは、その当時の繰越財源が17年度は、本当に794万8,000円しかなかったですから税に求めたということなんです。高くなったというのは、そういうことで理解してください。17年度の先ほど言った説明では、前年度の繰越財源が794万8,000円。返還金がなかったので、それがそのまま減税財源ですよと。これぐらいしかなかったんです。ですから、その減税財源がない分を税に求めるしかないですから、税が26万4,000円ということが高くなっていると。

ただ、この時17年から順次減額していったら、5年間で医療費分としては5万2,715円減額していますよと累計です。そういう話を町長が12月にしました。そういう

事で理解ください。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 解らないんですけどね。21年度で7万5,251円、世帯数で割ると減税が一世帯いくらできるかという事ですけれども、20年の5,351万5,000円と比べて6万1,000円安くなったということではない。そういう意味ではないですよ。その意味が解らないのです。5,351万5,000円、20年度で減税財源にあると、21年では7,525万1,000円あるんだと、これを安くするには20年も、5万円かいくらか安くなるんでしょ。そういう事ではないのですか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**町民課長（川村義春君）** 減税財源というのは、それぞれの年度、19年度であれば5,224万1,000円。20年度であれば5,315万5,000円、それぞれそれが減税財源に充てられたよと。だから、それぞれその年の被保数なり、世帯数変わる訳ですから、それを割り返したら平均の減額一世帯当たりいくらというふうになります。だから、それを累計して差引いて積重ねていったら、過去5年間で5万円くらい落としているよと、そういうことですから御理解ください。解ると思います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** そうしますと、だいたい今までの計算からいけば1年間に、どのくらいの返還金かそれは中々予想が難しいんだと。6月にならないと分からないという事ですね。そういうことですね。

そうしますと、法定外繰入れをやることによって、そういう煩わしさは無くなるというふうに思うのですが、そうはならないのですか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 返還金は、年度末でないと精算しませんから、分からないのは事実です。ただ、繰越財源が幾らになるかというのは、その年度末でないと分からないですよ。

実際、保険給付費がずっと伸びていった場合は、当然、左右に対して歳出が不足するから繰越金が出ない、逆に歳入が今までどおりあって国・道からの補助金も当初分は、ちゃんと入ってきて、そして決算時点で保険給付費が思ったように2月3月時点で少なくなると、落ちたと言った場合に、その差額分はどんと出る訳です。

だけど、減った場合については当然、国・道支出金の43%で見込んでいますから、

当然、多く入ってきて来た分については今度減る訳ですね。保険給付費が減ったら、そしたら、その分というのは翌年度で精算するから、返還金が出てくる理屈はそうなんです。

だから、あらかじめ法定外繰入をするということは考えないんですよ。あくまでも、その年の浜中町がやっている健康保険特別会計の運営というのは、基本的には独立採算制です。ですから、1年間の決算を見て、そこで出た繰越財源の中で返還金が増えるものがある場合は別だけれども、返さなくてもいい場合もあるんです。逆に、追加交付というのがありますから、翌年度で増える場合もある。

ですから、そういう部分で繰越財源を基に翌年度の税を決定する6月時点で、所得が確定する訳ですから、6月時点で応能応益割合を調整しながら税率を出来るだけ下げようと努力するのです。前年度の税率にも、いくらかでも下げよう、そういう努力をするために予備費があれば、予備費からいくらかでもその繰越財源に加算して、そして調整しながら税率を決めているこういう状況ですから、たぶん分かっていたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** そうしますと、国の交付金の部分ですね。これは43%という定率なんですね。そうしますと医療給付費が上がれば高くなる。下がれば低くなる。予算よりは低かった場合は、返還金が生じるという理解でよろしいのですね。医療給付費がどんどん上がることは国の交付金が増える。でも被保険者の負担金も増えるということですね。それから道の負担金も増えるということなんですね。そうすると、医療給付費というのは、そんなに年度によって大きく開くものでしょうか。その辺りはどうでしょう。1億円もたぶん開きはないというふうに私は押えているのですが、最大どのくらいの開きがあるものですか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 医療費というのは、どういう場合もそうですけれども、過去3ヵ年の推計を基にして医療費を組むのですが、水ものですから、その年のインフルエンザが流行ったり、あるいは重篤患者が出たりすればどんどん上がるんですよ。

ですから、退職医療費なんかについても、150何%上がっているという事もあるんです。重篤患者が出てくれば。だから、そういう事で平成22年度については、月平均5,500万円くらい。療養給付費は5,500万円くらいで見ましたけれども、今年22年度については、月のうち6,000万円を超えた月が二月もあったものですから、

それで12月段階の補正で、もしかしたらこれは3月まで補正を組まなかったら持たないなということで、12月に追加補正をさせてもらいました。それでも、もし決算的に医療費が伸びるようでしたら、これはもしかしたら竹内議員が言っているように、基本的にはやってはならないのですが、法定外繰入れも必要かなと、黒字にするためにはね。全国の国保の保険者の7割が法定外繰入れをしているというのは事実ですから、それは殆どが決算時に足りなくなる、赤字にならない為に法定外繰入れをするというのが殆どですよ。

たまたま今回、新聞に出た旭川市の国保の繰入れ、あそこは法定外繰入れを毎年10億円ずつやっている訳です。たまたま今年については、それに更に5億円足したと。そして尚かつ、22年度から収納率の低い市町村に対してペナルティーがあったのですが、その枠が撤廃されたんです。それで、財政調整交付金が3億円増えたんです。総税18億円の被保険者で割り返したら2万円減額になったと、そういうのは新聞で報道されていましたが、あれは特有異なものなんです。それが広域的に全道北海道、例えば保険者になった公益的な部分になると、そういう法定外繰入れを沢山やっていた町村については、一気に保険料が上がりますから、そうなった場合に大変だという事で、道も渋っているし、中々統一することは難しいから渋っている訳です。

浜中町は、健全経営独立採算制を基本にしながら、出来るだけ法定外繰入れをしないで税率を調整しながら、前年度よりも出来るだけ低くしようと、そういう事で努力していますのでご理解ください。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** そうしますと、黒字が出た時は繰り越し出来ると。赤字が出た時はどうなりますか。どこがどういうふうに補填しますか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 赤字が出た場合については法定外繰入れをするか、あるいは繰上充用すると。ですから、22年度がもし赤字であると言った場合、法定外繰入れもしないと言った場合については、23年度の予算を持って3月診療分赤字の分を払うんです。払ってしまうのです。

ですから、決算統計上は非常にきたなくなりますよね。そして、その推計も出来なくなる。今度各3カ年の補助金そういう問題が出てくるから、出来るだけ年度内の黒字決算で済ませようと。だから専決処分があるかも知れません。その法定外繰入れをして、専

決処分をして黒字にしちゃうとって、6月の一番早い議会で報告するとそういうこともありなんですよ。ですから繰上充用をするか法定外繰入をするための専決処分をするか。この2つに1つが赤字を解消する手段です。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** そうしますと、法定外繰入は違法とは言いながら赤字になった場合にはせざるを得ない。これが今、全体の全国的な動きじゃないですか。そうすると、保険の原則から言っても国が言っている法定外税繰入れは、まかりならんということは言ってないですね。指導はされているけれども、これをはっきりしてください。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 国の指導、厚生労働省が言っているのは、一般会計からの法定外繰入については、国保加入者以外の住民の負担、被用者保険に加入している方々。例えば、健保組合、協会健保、それから共済組合、私たちも議員さんも勿論そうですけれども、そういう人が負担している部分との不公平感が出てくるよと。

だから、二重に払う形になりますよね。国保加入者以外の人税金を使う訳ですから、一般会計からの法定外繰入というのは。だから、厚生労働省は、それは好ましくないですよ。出来るだけそれは早く回収しなさいと、そういうことの指導があるのです。違法ではないけれども、そういうことについては、出来るだけ国保会計の健全化を図っていく為には、そういう事をしないでやって欲しいという指導ですから、あくまでもそれは申し述べておきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** それは国の言い分だというふうに思うんですね。どんどん医療費の国の負担分を減らしておいて、後はあなたたちの被保険者が対応しなさい、あるいは自治体の保険者である自治体が何とかしなさいという論法ですよ。

それで、町長も広域化の問題では、全道あるいは全国一律の方がいいと。全国までは言ってないですけど、都道府県で均一の方がいいんだという発想なんですね。これは今言ったように、国の方がどんどん皆保険を崩しておいて、後は自助努力だということに持って行く、そういう際たるものじゃないかというふうに私は思うのですが。元に話を戻しますけれども、この上位十傑の中で、法定外繰入れをしているところありますか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** 上位十傑の中で、法定外繰り入れを議員は質問の中ではしていないと言ってまたよね。私の方では把握しておりません。申し訳ないですけれども。

多分、健全経営がされているので高いというふうに思っております。だから想定としては、法定繰入をしていない町村は上位十傑に入っているというふうに、私は理解しません。そのとおりだと思います。

**議長(波岡玄智君)** 竹内議員。

**3番(竹内健児君)** 私が調べたものを言いますけれども、猿払村というのが1番に乗っているのですけれども、これは法定外繰入を2,640万円していると。これは20年度のデータですけれども、それから後は、殆ど28万円だとか浜中町216万円になったんです。これは多分、臨時職員の給与に充てているのかなと思うのですが、後は0ですね。こういうふうに上位十傑の部分は、法定外繰入をしていないところなんです。それは今、お話の中にあったように健全経営をしているという事は、保険料が高いということに等しいんじゃないでしょうか。どうなんですか。

**議長(波岡玄智君)** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** 数字が示しているとおりに思います。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 竹内議員。

**3番(竹内健児君)** 私は、そういう面では健全経営をしているか、どうかという私情よりは、地域住民の健康をしっかりと守っているかどうか。自治体がね。私は自治体の責任だけではないというふうに思います。国の責任が大半だというふうに思いますけれども、しかし、一番身近にいる自治体の保険者が、その住民の健康を守っていく。これは非常に大切なことだというふうに思うのです。

それで、浜中の場合は医療保険ですね。医療費が非常に高い方なのか低い方なのか。どうですか。

**議長(波岡玄智君)** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** 私が4年前、保健福祉課長時代ですけれども、そちらの方で健康医療費の低い部分、道内、今157市町村ですけれども、下位から20番目以内に入って低いはずですよ。今でも多分相当低いはずですよ。健康推進、今で行くと保健事業ですね。それに一生懸命取り組んでいて、出来るだけ健康なお年寄りをたくさん作っていくと、そういうことで一生懸命やってもらっていますから、確か低いはずですよ。数字はつかまえておりません。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 医療費が低いのに、保険料が高いのはどういう説明なんですか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 医療費が低いのに保険料が高いと言うけれども、それは算定の仕方がそうですから、もっと他の町村は高いんです医療費は。医療費が高くても、法定外繰入を沢山いれているから、だから、その分医療費が低いだけの話であって、これは法定外繰入をしている町村をしていないようにしたら、浜中町はもっとずっと下の方に下がると思います。そういうからくりです。そんなことで理解ください。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** すると法定外繰入れをしているところは、保険料を押さえていると。なるべく所得にあった保険料を払う事が出来るような保険料にしようという、保険者の努力はあるという事を裏返せば、そういう事になるんじゃないですか。保険料というのは医療分の医療がどれだけ掛かったかによって、国が持ち被保険者が持ち道が持つと。そういうふうになる訳ですから、医療に掛かってなければ、医療費が少なければ保険料は安くなるのが普通だと思うのです。

だけど、そうではないんだという論法にはならないですか、今の話だと。何故、この管内で一番高いのかという、その謎は解けないんじゃないですか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 管内で一番高いという疑問が解けないというのは、これは他の町村は法定外繰入をしているんです。しているから、まして管内的には浜中のように毎年度、税率改正をしながら調整しているという、そういう町村が少ないからなんです。それだけに尽きるんですよ。何故って言われても、実態がそうですから、そして繰越財源が出てこなければ減税財源にならない訳ですから、例えば、釧路町辺りを言いますと、平成19年の決算を見ますと、繰上充用をやっているのは7億1,700万円、繰上充用をしているのです。赤字が4億4,300万円、そして20年度の繰上げ充用が、その前年度の赤字分の4億4,300万円を繰上充用しているんですよ。

そして、その年の赤字が4億9,600万円。こういう悪循環、自転車操業ですよ。そういうことでやってきて、やっと今年に入って22年の赤字分を解消するという事で、医療分を2.1%下げよう税に求めたよと。つい最近の新聞に出ていましたね。釧路町の保険料を上げるという事で、そうしていかないと赤字を解消できないんです

よ。厚岸町も平成18年度に繰上充用が1億3,300万円あったんです。赤字が1,200万円、赤字を解消する為に、19年度で繰上充用1,200万円あったんですけども、これを0にしています。だから20年以降、厚岸町黒字決算にしています。これは20年度の年に税率を引き上げたからです。こういう結果が今、言われているのです。

そして、最近の国保新聞の中では法定外繰入れは頭打ちにと、大きな見出しで出ています。繰上充用がもう増加傾向にあって、その法定外一般会計繰入が近年頭打ちとなり、変わりに翌年度の収入を先越えする繰上充用が急増している悪循環ですよ。ですから、健全経営をしていくというのは、今、浜中町がやっているのが基本なんです。そんな事で理解ください。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 21年度の釧路管内の1世帯当たりの国保税、浜中町と一番低いところと比べたら、年間11万4,700円違うのです。保険税です。それから2番目に高いところ、浜中町に次ぐ高いところと比べると5万6,790円になるんですよ。

これらの、私が計算したので間違いがあるかも知れませんが、このぐらいの違いがあるという事は、それは健全経営どころか、この国民健康保険と言われる、皆保険と言われる制度が本当に国民の為になっているかどうかということにもなる訳です。払う方の側なのか、それとも保険者の側なのかという事になる訳です。

だから、私はそういう面では幾らかでも下げる方法があるのであれば、法定外繰入しなきゃならなかったら、やるべきだというふうに思うし、それ以外に方法がまだありますか。どんな手がありますか。今の高い保険料、管内1に高い道内でも8位だと言われている保険料を、どうしたら下げることができるか。その方法があれば、こういう方法、こういう方法、あるいは4つか5つあるかも知れない。それはどういう方法があるのですか。教えてください。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 基本的には国の制度ですから、議員がおっしゃるように国の法定負担割合を上げるという、これが全国の自治体が国に要請していることです。

私共も、当然のごとく国に対して国庫負担率を上げるという事で、全国の市町村会、知事会でもこれについては要請しているはずですよ。

まず1つは、国の国庫負担率を引き上げてもらうということで国保料は低くなる。それと後、今言われるように法定外繰入れをしていくと。それと法定外繰入れをする前に、やっぱり保険料をきちんと納めてもらうということです。どちら側に立つかという話を今、されましたけれども、低所得者については低所得者なりの7割、5割、2割の軽減措置があつて減額しているのですから、その見合い分に沿った保険料が課せられているのですから、まず、きちんと払ってもらう。それで財源が出てきて、繰越財源が増える。そうすると、それが減税財源になる訳ですから、必然的に医療費が下がっていくという事です。

ですから、今浜中町では国保の収納率が96%以上になっている。これは町民みんな国保加入者が、助け合いの制度だということを認識していただいている、国保税だけは払わなくては駄目だと、病院に掛かった時いざという時に困ると。だから払うんだという意識で、税務の収納係の方も一生懸命そういう事を説明して歩いているんです。

そして、無理やり取るのではなくて、納税相談をきちんとやって、個別の調書を作つて分割納入をするだとか、そういうことで一生懸命汗をかいているから、これだけの収入になるんです。

だから、そういう収納の努力をしながら減税をしていく。最悪もし出来なければ、先ほど言いました様に、本当に法定外繰入れをしていくしか方法はないと。この3つぐらいかなというふうに思います。よろしくお願いします。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 国の方の負担金を上げるという点は、これからの問題としてやらなきゃならないと私も思いますけども、当面、この窮状を切り抜けると、私は所得の13%ぐらいの保険料というのは、相当高いんじゃないかと。全国平均では11%ぐらいだと思ふのですが。

それともう1つは、他の国保以外の保険料というのは率がかなり低いんですね。7.何%だとか3.5%ですか。そういう面では、国保税というのは、やはり相当高いというふうに思ふのですが、所得の13%というのは高い方ですか。どうですか。どういうふうに感じられておりますか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 高い方だと私も思います。ですが、高い方だと思いますけれども、納税者がきちんと払っていただいているんですよ。納得してもらって払っても

らっている。だから、本当に低所得者に配慮するというのは分かりますけれども、やはり義務を果たしてもらってからの話だというふうに思いますので、その辺、御理解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 国保税が11.6%ですね。それから協会健保7.4%。組合5.1%こういうふうに国保税の相当率が高いというデータが出ているんですね。

これは私、調べたものですから取り合えず言っときたいと思います。それから今、幾つかの方法があると最終的には、私はやっぱり一般財源からの法定外繰入で、何とか急場をしのぐということが最善の方法だというふうに思うのです。これを長く続けるかどうかというのは色々あるでしょうけれども、いずれにしても、この第一次産業を抱えている健康が元での地域で国保税というのは、高すぎるというふうに思いますので、是非、この点を何とかの手段で切り抜けて頂きたいと、1万円でも5,000円でも低くするというのが大切なことじゃないかなというふうに思います。

それで、今言われましたけれども、この浜中の場合の国保税というのは、医療分は低いんですけども、高くなるという点での問題点は繰入れしているか、していないかの違いだというふうに申されましたけれども、そこを乗り越えて頂きたい。やってくださいと。その点は駄目ですか。やる気はないですか。ありますか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** そう言われると大変困るんです。

例えば、今年の23年度の当初予算、国保税の見込み額については4億1,157万5,000円です。22年度末の被保険者が3,347人。これ割ると1人当たり12万2,968円になるんです。これを10万円以下にするには1人当たり2万3,000円を落とさなければなりません。それに被保数掛けるといくら必要かと言ったら7,700万円のお金が必要なんですよ。この7,700万円というお金は、どこから出てくるかと。これを法定外繰入ということになれば、先ほど言われたように、被用者保険に加入している協会健保、確かに率低いです。ですが事業主負担も高いです。そっちの方が逆に。そういう中で、国保に加入している方々が町内で言ったら55%、残りの45%は被用者保険に加入している。その人方の払った町道民税、固定資産税、それらの町税がここに充当されるという事になれば、二重に被用者保険に加入している人方も国保の加入者に対して、負担するという変な状況が生じるから、厚生労働省は、それ

は出来るだけ避けなさいという指導が来ているんですよ。

ですから、私どもは出来るだけ社会保障制度である、国民健康保険法に基づいてあるこの制度ですから、国民皆保険制度ですから入ってる加入者同士が助け合う、その基本理念に基づけば、当然掛かる医療費に対して国の補助金が入ってきて、残った部分を税に求める税に課せられたものについては、きちんと払っていくという姿勢、これは当然あって然るべきだし、そうでなければならぬというふうに思っていますから、そういう姿勢で今後も、出来る限り基本的には、そういうふうにして行きたいということを申し上げておきたいと思えます。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** いずれにしても、非常に高い保険税であることは間違いのない訳ですから、何らかの方法で下げるという努力をしていただきたいというふうに思えます。

それで広域化の問題に入ります。この問題点としては、同じ国保の制度でありながら、住んでいる場所によって保険料に大きな差があるということが、今見たようにはつきりしております。組合健康保険、協会保険だとかありますけれども、それと比べても負担率は2ないし3倍ぐらいになっているというのが国保であります。そういう点で、その矛盾があることは承知の上で、私は広域化の問題について触れたいというふうに思っています。

本来、所得に応じた保険税の負担、それから受ける享受する内容は平等でなければいけないと。お金の有る無しに関わらず、これが社会保障の根本だというふうに思う訳です。それで、平等な給付が望ましいという事ですが、国が財源、財政に責任を持つと言うことと、管理運営を住民に身近な自治体が行う事だと。これが私はこの国保の基本だというふうに思うのですが、この広域化問題は、この国や自治体の責任を放棄するものじゃないというふうに思うのですが、その点については、どういうふうに考えておられますか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 広域化の話になりますけれども、今はそれぞれの市町村が、あるいは2～3の市町村が連合して広域連合というのを作っております、その総数が175保険者というふうになっていると思えます。

それで、国保財政が市町村の国保の医療費に対応する為の国保税が、今議員がおっし

やるとおりに国保税がどんどん上げざるを得ないんですよ。法定外繰入れをしなければ、上がっていくことは事実です。それでも歯止めがかからないと。

ですから、市町村単位で国保を運営していくというのは、もう限界に来ているという事で、今回、国保法の一部改正が今年の5月にされまして国保の運営の広域化、広域化等支援方針を、都道府県で策定することが出来るというふうになったものですから、北海道がこの計画をつくるアンケート調査を実施したんです。道内176団体実績には、保険者は157ですけれども、団体ですから3つの広域連合があります。その町村も全部含めると176団体あるのですが、その176団体中148団体は道が保険者になるべきだとかいうふうに言っているんですね。ということは、裏を返せばもう一般会計からの法定外繰入も限度だと。それで税金も、その繰上充用をしていって自転車操業みたいな形でやっているけれども、それも限度に来ていると。

ですから、道が窓口になって保険者になってやってくれた方が良く。そのメリットとしては、徴収業務の一本化ができるとか、あるいは財政規模が拡大するので、多額の医療費を使う加入者が出た場合の影響というのは小さくなる。それから、保険料の統一で住民負担の公平化は不公平感が解消される、そういったメリットがあるから、是非、道が窓口になってやってくださいという声が多いんです。

ですから、私どももそういった意味では、やっぱり高くなってきているのが事実ですから、それで決算の繰越金を、今年は決算見込みとしては3,500万円くらい、もしかすれば黒字になる予定でいますけれども、もう翌年度の減税財源が出ないような状況になりつつあるものですから、できるだけ早い機会に1本化すべきだなと。そうなった場合に、浜中町が今までやってきたことがプラスに作用される。他の保険者については、法定外繰入をしている訳ですから、今度、全道に統一されるということになると急激に保険料が上がると思いますよ。

ですから、その辺を僕らは強調したいんです。だから、健全経営をやっている。これからも、やっぱりやり続けて行きたい。そして、全道医療費の増嵩に耐え切れなくなって来ている保険料を、平準化して全道一律にすることによって掛かる経費も減っていくと、そんなことを含めて考えて行きますと、将来的には広域化に進んでいくんだろうなというふうに思っ見通し的にはそうです。積極的に進めるのかという話もありましたけれども、そういう話にはならなくて将来的には黙っていても、そういう方向に進むんじゃないかなというふうに私は思っております。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

3番（竹内健児君） 非常にショッキングなお話だと思うんですね。そういうふうになって行くと、今の後期高齢者の医療制度みたいになっちゃうんですね。全くそこでは保険料をどんどん下げてというふうにはならないから、被保険者の意見も通らないというのが今の現実な訳です。

それで、一般会計からの繰入れをやめさせて、保険税の範囲内で医療サービスを受けさせるというのが狙いなんです。そうすると医療サービスを受けないか、あるいは保険料高く積まないと最新の医療は受けられないという、とんでもない話になってしまう。

今おっしゃったように、被保険者の立場でこの国民健康保険の内容を見てないと思います。逆な立場で見ていると。

もし広域化になって行けば、今言ったようにサービスを受けられない人たちが、どんどん出てくるだろうというふうに言われて、今お話の中で健全経営をやっていけば、広域化には歯止めが掛かるんだというような、お話のように聞こえたのですが、そうではないんじゃないかと、私はそういう状態じゃないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

まさに、この皆保険の崩壊の状態が広域化によってもたらされるという状態が、今出ているということですね。だから、この前も言いましたけれども、北良治さんの自治体で、これは大変な問題だというふうに言われている所以ですよ。だから、私そういう面では、収納率の問題も機構を作ってやったのだけれども、今大変な問題が起きているでしょう。強制的に取り立てると。サラ金以上だというような問題も起こっている。浜中で起こっているのかどうか、私は知りませんが、全国的にはそういう問題になっているし、それから保険証の問題、短期保険証の問題で医者にかかるのが遅かったと、命を落とすという実例だって出ていると、だから自治体でかなり無理をして法定外繰入をやって、何とかしのいでいくという状態なんですね。

今、言われたように均一にしていくという事は、国民から医療を取り上げることになっちゃうんですよ。そういう点を私は強調して、この問題については次に移りたいというふうに思います。もうひとつすみません。セーフティーネットとして44条の窓口負担の問題、一部免除の問題、これは今、浜中ではどういうふうに推移していますか。私の質問では検討会で十分検討したいというお話だったのですが、どういうふうになっていますか。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 先ほどの質問、言っぱなしだったのですけれども、そのような方向と言うんですか、決して被保険者側を向いていないとか、保険者側の立場で見ているとか、そういう言われ方はされたくないですね。

少なくとも両方公平に見て今の時代はこうですよ、こういう時代背景があつてこうですよと、国は国で一生懸命将来の国保のあり方について検討していると。後期高齢者医療制度についても、あと2年後には廃止されると。そうした場合に、その高齢者制度がなくなった場合、平成30年には国保と一緒にするよというそういう話が出てきて、これから、もっとそういった議論が深まっていきますから、そういう中で広域化の話も当然進むでしょう。

とりあえず今の段階としては、浜中町は浜中町の今まで歩んできた路線がありますから、それを踏襲して進めていきたいということで、まず御理解いただきたいと思います。

それから後段の今のお話ですけども、唯一、朗報と言いますか、いいお答えができるというふうに思っておりますが、9月議会でお約束したとおり内部で議論しまして、去る2月21日開催の国保運営協議会で議論をいたしました。要綱整備いたしました。浜中町国民健康保険一部負担金の減免または徴収猶予に関する取扱要綱として、今年の4月1日から適用されるように要綱整備しましたので報告をさせていただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 解りました。それでは、地域の活性化の起爆剤である住宅リフォーム助成制度の実施について御質問いたします。

現在、全国で159件と市町村で実施されている制度でありますけれども、大変評判が良い、高い住宅リフォーム調整制度です。これは簡単に言いますと、自らが所有している居住する住宅の新築だとか補修だとか、修築等に対して、工事費の一部を自治体が上限額を決めて助成する制度で、地域の活性化の起爆剤として、今注目を浴びているところです。受注者は町内の業者に発注をするという事が基本です。助成金は町内で循環して経済効果は大きいと話題になっていると。京都の与謝野町という所があるのですけれども、これは今話題の与謝野さんの与謝野ですけれども、そこで取り組まれている状況が商工新聞なんかでも報告されています。私のところに昨日電話が来ました。広報を聞いてリフォームの助成制度というのを1日も早くやってくれないかと。実は、私のと

ころでは200万円くらいのリフォームをやりたいんだと。なかなかその踏ん切りがつかないんだという事ではありました。地元の業者であれば安心出来るんですね。他所から今、色々入っていますよね。壁替えた方が良かったとか、ペンキ塗り替えた方がいいという事で、被害も他所からの業者というのは、結構多いというような話を聞いています。そういう面では、安心できるのだということですね。私、調べたら浜中町の工務店等の業者は24あるそうです。そのうち町の指定を受けているのが17業者あるというふうに聞き及んでいますけれども、こういう形で経済波及効果というのは非常に大きいですね。

例えば、台所をやりたい、フローアもちょっとガタついているので、フローアも替えたいというふうにどんどん広がっていく、そういう状況が各地から報告されているんです。こういう住宅リフォーム制度、これを活用するという考えがお有りかどうかちょっとお聞きしたいのですが。

**議長（波岡玄智君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（佐藤佳信君）** ただ今の、住宅リフォーム助成制度を実施する考えはあるのかの御質問にお答えいたします。

この助成制度につきましては、議員、今お話の内容のとおり、全国的な取り組みが行われているところでございます。北海道内においては、現在のところ9市17町村が実施しており、事業費に対する助成額は概ね10%、助成の上限額は20万円から100万円となっております。

しかしながら、本町においては残念なことに今のところ、この制度を実施する予定はございません。なお、釧路管内においても実施している市町村は、今のところ無い状況となっております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 他の所がやっていないから、やるつもりは無いという答弁に聞こえるのですが、それはちょっと言い過ぎなんではないでしょうかね。

私は、どうしてこの問題が今、脚光を浴びているかという事ですね。例えば、20万円補助すると言ったら1カ月の給料分ですよ。それを補助するとなると後押ししてくれるんですね。決断できるのです。やりたい人は。

そして、例えば50万円のリフォームをやりたいくても、もっと別なものまで広がっていくというのが現実にあるんですね。それは後で、商工新聞の切り抜きを持っています

から見せてあげたいのですけれども、そういう内容だということです。これを理解していただきたいなと思うのです。参議院の本会議で1月28日ですが菅首相が社会資本整備総合交付金を活用することが出来るというような、今後ともこのような取り組みを支援していきたいというふうに答弁しているんですね。この社会資本整備総合交付金、これは国土交通省で出しているのですが、この社会資本整備総合交付金というのはどういうものか御存じでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（佐藤佳信君）** 2点目の社会資本整備総合交付金の内容ということでございますけれども、社会資本整備総合交付金の目的は、地方公共団体等が行う社会資本の整備、その他の取り組みを支援することにより、交通の安全の確保と、その円滑化経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と、開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るということになっていると思います。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** それを、どういうふうに理解されているかということ聞いてる。

**議長（波岡玄智君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（佐藤佳信君）** 理解といたしますけれども、この交付金の活用でございますけれども、今、浜中町は活用してございます。下水道事業それと公営住宅の整備、除雪車両の購入などで活用しております。

今後も、そんな形で活用していきたいと思っております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** リフォーム助成には活用できないというふうに理解しているんですか。そうじゃないですか。活用できるというふうな理解ですか。

**議長（波岡玄智君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（佐藤佳信君）** 失礼しました。交付金の住宅リフォームへの活用でございますけれども、制度の内容を研究しながら、取り組んでいかなければならないものと思っております。菅首相が、そのようにおっしゃっているのであれば、活用できるのかなと思いますし、今後、私どもとして研究課題ということで捉えております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** それは社会資本整備総合交付金というのが活用できるかどうかというのは、これからの問題だというふうに思いますので、是非、活用できるように勉強していただきたいというふうに思います。

ただ問題は、町独自でそのリフォーム助成制度これを立ち上げる考えは、あるのかなのかと。当面はないという事でしょうか。それとも研究をして十分勉強させてもらって、考えていきたいという答弁なのか。どちらですか。

**議長（波岡玄智君）** 副町長。

**副町長（松本博君）** このリフォームのお話をお伺いしたのは、今回の質問もありますけれども、先の臨時会の中で、別な質問で竹内議員がそのリフォームという話をちらっとされて終わりましたよね。何の話か最初、分からなかったのですけれども、その後、私の家に届く某機関紙の中に、その住宅リフォームという事が書いてありまして、この事かという事で京都の記事も読ませていただき、今回この質問が出た訳ですけれども、結論から言いますと、質問は予算化するのか、しないのかと。今はもう出来ませんから、今は出来ませんという回答ですけれども、ちょっと勉強させてもらいたいと思います。

それと、この交付金制度に変わってきた交付金も使えるよという事になってくると、去年買った除雪車もこの事業でやっているんですよね。この事業、この交付金制度の中を使ってやっているんです。去年使ったのは、交通安全で使う信号機等も買いました。

それから、老人世帯等の除雪費の補助にも使わせてもらいました。ですから、凄く幅広いのです。幅広い事業の中で、今度は公共的と言いますか交付金とは言っても、補助金のグループですから、今度は会計検査のからみも当然出てくると思います。

そういう中で、今まで各地区でやられたのは、多分、各市町村では単費だったと、単費の事業でやられたのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、あの中身含めて、その交付金を使う使わない、使えるか使えないかという事もありますけれども、ちょっと勉強させてもらいたいというふうに思っております。回答になったかどうか解りませんが以上です。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** その社会資本整備の交付金については、5年間というふうに確かあったと思うのですが、毎年度出来るんだというような事です。これは十分研究されて、それが活用できるかどうかということですね。それは研究していただきたいという

ふうに思うのですが。この住宅リフォーム助成制度というのは、町独自でもやれる訳ですから、例えば500万円なり1,000万円の助成の枠を設けて1年間やってみると。

それで、どの位の需要があるかというようなことだとか、ただ、はい資金ありますからやります。というのでは駄目だと思うのです。やっぱり、ここに居る業者とよく話をして、どういう制度が一番使いやすいのか。そのことも含めながら、私は是非作り上げていって欲しいなと。それは、地元で金が回るんですよ。他所に出ないんですよ。そういう内容ですね。地元の業者を頼むわけですから、地元の業者は、そんなに大きいものじゃないですから。そうすると、資材を買うのも地元で買うという事になるんですよ。今までのリフォームというのは、何百万円とかの大掛りなりリフォームであると。そうしますと、やっぱり大きい力のあるところに頼まざるを得ない。そうすると資材も町外から取り寄せると言う事になる訳です。これが例えば、30万円だとか40万円と小さな仕事、あるいは10万円ぐらいの仕事というのはあるのです。それが10万円が20万~30万円に広がっていくというものです。

だから、お金が循環するという事なんですね。そういう面では建設業だけではなく、町内にある商店、資材屋さんこういうところにも大きな波及効果があるという事です。だいたい出てくる内容というのは、どの例を見ても、家の屋根を直したい。屋根を直してと頼んだら屋根だけではなくて、他も傷んでいたと、壁がおかしいということになってどんどん広がっていくというんですね。それで、やって良かったと助成があるから、踏ん切りがついたと後押ししてくれたというような状況があるという、地元の業者ですから当然、仕事があるという事は技術も大きく伸びるわけですね。仕事が無いというのは、技術伸びないんですよ。

それから、税金もちゃんと町に還元できるということだと思います。そういう点で、例えば500万円から始めたのが2,000万~3,000万円の助成枠をつくって、その5倍~6倍ほどになると、15倍くらいに膨らんでいくというふうに言われているんですね。

だから、そういう点では是非、町独自でやれる内容だというふうに思いますし、そんなに大きなお金を投資するのではなくて、循環して経済波及効果を生むのだと、そして住民にも喜ばれるし業者にも喜ばれると、町も喜ぶと一石三鳥っていうのですか、そういう循環がされるということですから、是非、検討して町独自でやれる方向を、これからは追及していただきたい。そして、やる場合も簡単にやるのではなく、よく話を聞い

て、しかも短期間に決断して頂きたいというふうに思いますけれども、どうですかね。

**議長（波岡玄智君）** 副町長。

**副町長（松本博君）** 最後に、短期間で結論を出せということのようでありましたけれども、まだ制度として、これから考えるとすればどうでしょうね。簡単にいうと建設業協会に入っているだとか、商工会に入っているだとか、そしたら一般の大工さんは直せるのかとか、大工さんではない器用な人も居るよとか、そのぐらいのリフォームもあるのではないかと思うのです。色んな事が考えられます。

ただ、交付金を使うと果たして町内だけの業者に指定して良いのかだとか、いろんな制度があるのではないかという事は想定されていました。ただ、町単費でやるとすれば、そういうことがなくなるのかなという気はしていますけれども、いずれにしても短期間で、直ぐ結論を出せと言われても十分業者の方、建設をやられている方も含めて、意向も含めて聞いてみないとなりませんから、もし良いものであったら、やりたいと思っています。

ただ、成功している京都の与謝野市の中の情報を見ても、人口が2万4～5,000人ありまして、その一般の家屋が9,600世帯ぐらいあるそうです。うちの町も、こんなに世帯数はあっても一般住宅というのは、それ程大きく数はないと思っています。そういう家族の少ない町でも可能なのか。どういう影響がでるのか。それを是非、先程も言いましたけれども、研究させてもらって、そしてまた相談させてもらいたいというふうに思います。慌てさせたら良い仕事が出来ませんので、ちょっと時間を置かせてください。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 研究されることは十分わかりました。是非、やっていただきたいという事をお願いしたいと思うのですが、小さくても大きくても、図体が大きければ大きい程、波及効果が大きいのは確かです。問題は今、言われたように町内に在住する業者に発注するということが基本です。申し込むのも非常に簡単に申し込めるような、そういう内容にすべきだということですね。そうでなければ、お年寄りの方が申し込むとなると大変です。条件がこうだと言ったって、申請書に書くのは大変だということですから。

それから業者が、その発注を代理できるというようなことまで配慮しているという事です。そういう点で使いやすい、しかも安心できるそういう循環型のリフォーム、経

済循環するというリフォーム制度だということを先ず念頭において、どこかに私は視察に行っていたら、一番良いかなというふうに思うのですけれども、字面だけみたらあまりよろしくないと思うので、是非お願いして終わります。ありがとうございました。

**議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

（延会 午後 4 時 5 8 分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員